

# 第72回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

平成28年6月9日（木曜日）

出席議員  (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1名)	住 民 課 長	岡 本 隆 文		
		※午後1時15分より 早退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1. 一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続いてのおそろいでご出席賜り、誠に御苦労さまです。本日もよろしく申し上げます。

座って失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただきますようよろしく申し上げます。

直ちに日程に入ります。

---

### 日程第1. 一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに9番、山本幹雄君の発言を許可します。

〔9番 山本幹雄君 登壇〕

9番（山本幹雄君） 9番議席の山本です。本日は、農地取得に係わる下限面積の緩和と、国道373号線上上月地内の水路改修について、そして、秋里川の浚渫についての3点について、当局の考えを伺います。答弁のほどをよろしくお願いいたします。

まず、1点目の質問、農地取得に係る下限面積の緩和については、この場から質問させていただきますが、残りの2点につきましては、質問席から質問させていただきます。

今、佐用町では、定住促進に力を入れ始めております。はっきり申しまして、他自治体から見れば、それでも出遅れていると言わざるを得ませんが、それでも、定住促進について、いろいろ取り組まれていることはわかります。そういった中、都市から新たに移住し、農業を始めようと言われる方がいるのではないのでしょうか。いや、そういったことに興味があるから、佐用町のような過疎地に移住をしてみようとするのではないのでしょうか。

ところが、新たに農業を始め、農地を取得しようとした時、農地取得下限面積要件がある。都市から移住し、新たに佐用町で生活し、農業を始めようと農地の購入を考えた時、いきなり佐用町では農地取得後の面積が3反以上となっていると言われても、あっ、そうですかとは言えない。初めて農業をしてみようかと言われる方にとって、3反とは、とんでもない面積であります。都会の方に3反、約3,000平米の土地を所有していると言えば、皆、すごいと言われます。都市の方にとって3反という面積は、とんでもない面積であります。いきなり3反取得しなければだめだと言われても、都市に住む方にとっては戸惑うだけあります。

また、従来から、佐用町で農業をされている方でも今は担い手農家等に貸し出された3反の農地がないため、新たに近くの畑でもと考え、購入しようとしても、それもできない。

確かに、田を貸し出しておきながら、新たに農地を購入しようとはいかなものかと言われるかもしれません。しかし、この佐用町に住めば、そんなことは、幾らでもあります。

例えば、隣の畑を所有している方は、都会に住んでいる。年に1度帰ればいいほうである。その土地は、雑草まみれ、誰も管理しない。草刈りに帰ってほしいと言っても、返事はなしのつぶて。そこで、その土地を購入し、管理しようとしても、農地取得に係わる下限面積条項があり、それは無理。こんな話は、町長も実は、聞いたことがあるのではないのでしょうか。

田は、新たに購入しようとした時、大きな田がいいと思います。そこで、町も基盤整備をしようという時は、大きい田に集約しようとしていることはわかります。

しかし、農地とは、田だけではなく、畑もあります。今現在、田も畑もまとめて農地であり、畑も含めた農地取得に係わる下限面積が佐用町では3反以上であります。

今、佐用町が推し進めようとしている移住促進の方面から見ても、農地の管理という観点から見ても、現状は合わなくなってきているのではないのでしょうか。

そこで、伺いますが、近隣の市町村における下限面積の状況は、どのようになっているのか。今後、取得に係わる下限面積の緩和を考える必要があると思うが、町長の考えを伺います。答弁のほどをよろしくお願いいたします。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、今日は、3名の議員の皆さんからのご質問にお答えをさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初の山本議員からのご質問であります第1番目の農地取得に係る下限面積の緩和についてというご質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。

今、山本議員からも、いろいろと今の非常にこの下限面積、農地取得の問題について、課題、疑問が提示されました。

私も、今、山本議員からお話のように、そういうことを実例を実際に聞かせていただいて、非常にこの農地法そのものが、現在の実際の私たちの地域の農業、そして、この農地の管理、そういうことに対して、非常に時代に合わなくなってきているということ、そういう問題意識を持って、山本議員のお話と同じ思いを持って、一応、法律でありますので、法律の中身、そして、今後の課題という形で答弁をさせていただきたいと思っております。

農地法では、耕作目的で農地等を取得しようとする場合には、取得後において農地等の面積が50アールに達しない場合には、第3条の許可をすることができないとされております。これを下限面積といいます。これは、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に農地の経営面積が一定以上にならないと許可はできないというふうにされているわけでありまして。

この下限面積は、都道府県知事が別段の面積を定めて公示した場合にはその面積とする規定により、本町では30アールとなっております。

しかし、平成21年12月施行の改正農地法により、この下限面積が、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には各市町の農業委員会の判断で下限面積を定めることができるようになり、佐用町農業委員会では引き続き30アールに設定をされているところでございます。

光都農林振興事務所管内においては、佐用町を含む4市3町が下限面積を30アールに設定をいたしておりますが、宍粟市と上郡町が市街化区域など一部地域を限定をして10アールに設定をしております。さらに、宍粟市では移住促進を図るために、今年4月から

空き家バンクに登録された空き家の所有者が所有する遊休農地に限り、下限面積を1アールに設定をされているというふうに聞いております。

町といたしましても、移住希望者から農地を取得して家庭菜園といった小規模な農業に取り組みたいという相談を受けており、空き家対策や耕作放棄地の減少の観点から、下限面積の緩和は、私も必要ではないかというふうに考えております。

一方で、下限面積のさらなる緩和が、農地の集積・集約化の妨げになる可能性もあることから、今後、全国でも稀な宍粟市の取り組みの成果や課題などを参考にさせていただきながら、下限面積の緩和について、現状の実態に合致するように、下限面積の決定をする機関であります農業委員会と協議をし、研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上、このご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9番（山本幹雄君） 今、伺いますと宍粟市等では、空き家バンク、都市からこちらへ帰られた方だと思うんですけど、1畝からOKだというような話なんですけども、実際問題、佐用町では、空き家で移住を促進しながら、そういう方と、もう1つ、私の周りもそうなんですけども、実は、小さい田んぼがたくさんありまして、草ぼうぼうのともあるんですね。問題なのは、そういうところを、街の人も持っているんですね。元々は地元の人だったんですね。それが、街へ行ってしまうと、じゃあ、その田んぼをどうするやいうても、うちの田んぼの周り、そういうようなのが、ちょこちょこあったりして、うちの田んぼは何ぼかで皆でくくって、電柵を町の補助の中でやらせていただいた。そのことについては、非常に感謝申し上げるというのはあるんですけども、ところが全然していないところは、当然、電柵もないんですね。非常にこれ困って、2メートル以上のカヤのようなものが生えてきたりしたら、もうはっきり言って、イノシシや鹿の巣かなと思ったりする時もありますね。

適当には刈るんですけども、ところが実際問題、地主の方が大阪のほうだったら、なかなか電話もしないし、したらいいんでしょうけど、しても刈りには帰ってくれませんから、そういう時に非常に困るというのがありますね。

だから、そういう方の何か対策としても、例えば、集約しないと大規模農家にしようという時には、なかなか難しく、小規模だったら、いろんな問題があるのかもわかりません。

しかし、この佐用町では、昨日も言われてましたけど、1町もあるような田んぼを持っている方というのは、多分いないんじゃないかと。昨日、矢内さんとも話したんですけど、実際、小さな田んぼが多いですね。

そうすると、実際問題、ちょっとしかない田んぼを、そういう中で増やそうと思ったら、3反以下のところがたくさんになりますよね。ほな、買うんも買えない。

ただ、ちょっと持っていて、逆に人に貸し出している。そのために、田んぼあるんですけども、例えば、年いってしまって困っているから70歳ぐらいになってもたから、もう田んぼもええは。貸し出そう。ほな、田んぼない。しかし、見てみれば、隣には畑のところには草ぼうぼうで、この草なんとかしたいんだけど、何とかならんかと。

だけど、他人の土地だったら何とかなるんです。自分の、ちょっと1畝、2畝ぐらいの畑だったら、自分で買って、買うたら管理はできるというような問題もある。実際、聞いております。何とかならんのかと。

そういうことも踏まえて、本当にこう街から移住してくれる人、また、地元の人が管理

できるような形をとっていないと、この今、佐用町というのは、昨日から問題になっておりますけど、過疎が進んでいます。町が、だんだん傷んできよんかなと感じています。そういう中で、周り見れば、草ぼうぼうの土地がいっぱいあるということになれば、いよいよ見た目も感じもよくない。

だから、ほんまに農地というのか、田んぼと畑をわけることができればいいんですけど、農地というのは、田んぼも畑も一緒なんです。農地のあれは。

そうすると、1畝、2畝だけの畑さえあればいいと言われる部分があるんですけど、そういうふうな方向性に農業委員会のほうに、何いうんですか、打診してもらうということはできるのでしょうか。お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 今、山本議員が、この農地の問題について、お話しされたかと、私も非常に同感でありまして、問題点について、これは本当に何とか、これは農地委員会で、かなり法律も改正されて柔軟に対応ができるというふうになってきているということも聞いております。

そういうことで、先般も県に行った時に、県の農政担当者ともお話をさせていただいたんですけども、やはり県としても、今の荒廃していつている農地、地目は農地であっても、実際に耕作地として、農地として使われていない。また、農地に戻すような不可能なような土地について、今後、土地の地目については、職権である程度処理もしていくことも考えなきゃいけないんじゃないかというようなことまで話をされておりました。

そうしないと、土地の取り引き、また、今、いわゆる管理の問題にも全て農地法が、優良農地であろうが、そうした荒廃した土地であろうが、農地という形では一律に扱われて、非常にそこで、さらに農地転用を、じゃあして、雑種地にするとかという手続きをすること自体に、大変な経費がかかるわけですね。そういう経費をかけてまで、ほとんど価値のない土地を誰が取得するのかという問題もあるわけです。

特に、今、私も、山本議員も同じ方からお聞きになったんかわからないんですけども、集落内でそうした、いわゆる家に、庭についている庭先としての農地ですよ、畑。こういうものがついた空き家。また、それが、建物が取り壊されたとしても、宅地と、そういう農地というのが一体になっているわけですね。宅地は処分ができて、農地については、農地法上の関係で、仮登記ぐらいしかできない。いつまでも、その名義が残ってしまうんですね。持っておられる方も大変ですし、また、その管理の面においても、言われるように、誰が管理するかということになると、少なくとも近隣、集落内で一番近い人が、何とか、その土地を管理をしていただかないと、もう集落そのものに、あちこちに、草ぼうぼうのところが出て、非常に環境的にも荒廃した、そういう集落になってしまうわけです。

なので、今、お話しのように、農地法においては、これ経営面積、農地を耕作している、経営しているのが、今、30アールということが規定があるので、集落の中でも、実際今、高齢化になったり、勤めの関係、実際の農地は当然どこの家もだいた、昔から、それなりの土地を、農地を持っておられるんですね。

ただ、農地は、経営的に集落営農に出したり、担い手にお願いしたりして、実際には、本当に農業をしている人は集落の中の半分もないというような状況の中で、登記上の農地はたくさん持っていたり、経営してないから、隣のそういう誰か管理、隣の人がしなきゃいけない。しょうがない、自分がしようという人でも、その1畝、2畝の土地が買えな

い。これは非常に大きな矛盾だということ、そのことは、1つ大きな私も問題意識を持って、そうした話も、県とかいろんなところで、今、させていただいております。

それとあわせて、そうした今、お話しのような都市部から空き家を求めて、新たに農業をしたいとか、田舎暮らしをしたい。そういう方にとっても、必ず空き家には、大抵の家には、そうした宅地、家と一緒に一体的な形で庭の菜園というような形であるわけですよ。そういうものが2反も3反もあるわけじゃないので、大抵、1畝か2畝ぐらいの土地になるわけですよ。

だから、宍粟市は、そのへんのことを、やはり実際に、そういう問題に突き当たった中で、今回、1アールというものを出されたんだというふうに、私は理解しておりますけれども、この取り扱いについては、全国でもまれだと。聞くところによると全国でも初めてのような取り扱いになっているようです。

ただ、法的に、それができるのであれば、これは今後は、例えば、佐用町の農業委員会が、そうした取り扱いをしていただくということが可能であればできるわけです。

ただ、宍粟市の場合でも、やみくもに、どこでも、それができるのではなくて、空き家バンクに登録をされて、その土地に農地があった場合に、そこを指定した形で、その場合には、1アールでも下限をしますよというような、そういうことらしいです。

詳しいことは、私も、まだ、資料ももらっていませんし、わからないんですけども、そのほかにも10アールほどに変更した上郡とか、そこらあたりは、市街化区域というような指定の中で取り扱いされているようですけれども、佐用町には、そういう調整区域とか、市街化区域のそういうものはありませんので、そこらあたりは佐用町になじまないんですけども、どっちにしても最近の農業のあり方として、国においても、片方では集約化をする。小規模の零細な農家というのは、もう農業をある意味ではやめて、大規模な担い手なりに集約化をするという形で補助金まで出して、それを進めているわけです。そういう中で、こういう問題が取り残されてしまうという形になってしまっておりますので、非常に、これは早期に、この問題を明らかにしながら対策をしなきゃいけないだろうないうことを思っております。その点については、山本議員と全て同じような考え方におります。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9番（山本幹雄君） 町長も十分理解していただいていると思うし、そのように進めてもらいたいなというのがあるんですけども、ちょっとだけ、もうちょっと付け加えると、空き家バンクに登録してもらっている方と、実際問題集約化するというのは、効率のいい農業を進めていくということで集約化することになるんですけども、先ほども、ちょっと言ったように、佐用町というのは集約化したとしても、実際問題、どれだけ集約できるかということ、場所によってはできますけど、そうではないとこもたくさんあります。

例えば、Facebookに佐用町の元議員の方で江川のほうで田んぼされている方が、ちょっと書いておったんですけども、4反で22枚の田んぼ。1枚にしたら1反で5枚ですね。そういうとこもたくさんある。私の家の近辺は、そんな部分は、そういう棚田は1個もなく、全部平地。にしても、それでもやっぱり、昔は5反段半ぐらいあったんですけども、今それこそ2反段半ないぐらいの面積です。でも、それは、周りも結構そんな感じですね。3反ないようなとこも、ちょこちょこ、やっぱりあります。

そうすると、さっき言ったように、田んぼも買えるような、買えないような状態。

一番いいのは、田んぼと畑とをわけてもらって、地元の人も安心できるということで、空き家バンクに登録してもらった方というのと、もう1つ地元の人が、本当にこう隣りの田んぼも畑も、この邪魔になった草ぼうぼうの土地を買えるようないう形で、農業委員会のほうにお願いしてもらおうような方向では大丈夫ですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 先ほど申し上げたのも、そういうことを申し上げたつもりなんですけれども、そうした空き家バンクなり、いろいろな町外から来ていただく人のことの、空き家を早くもっと有効に流動化していくのにも、そのことが必要であるけれども、一番は、やっぱり集落、地元の地域の方が、やっぱり地域の土地を、これを管理して守っていただかなければ。ということは、出て行った人に、幾らやっってくださいと言ってもできないので、少なくとも、本当に大変なんですけれども、自分の集落を守るために、そこに生活される方、残っておられる方が、その土地を取得できるように。その土地が取得できないというようなことでは、これは本当に、誰がじゃあ後、管理するんだという話に、また、戻ってしまって、それこそ、本末転倒な話になってしまいますので、農地法が何を意味して、求めているのか、やっぱり最終的には、農地の管理とともに、農村集落の環境というのも含めて、きちっと責任を持って、それぞれが土地の所有者として管理をしていただくという形をつくっていかなきゃいかんわけで、土地の登記、取得というのは法的な問題で、本当に、出て行った、離れた人も、そういう形の登記というものができなければ、いつまでも、それが2代、3代先へでも残ってしまうんですね。

その時に、また、土地を売買するにしても、何にしても、非常に複雑な手続きをしなきゃいけない。お互いに大きな損失になってしまいますので、そういう両面から見て、土地の今後の小さな農地、そういうものの特に管理ということの面においての土地の売買、登記、取得、こういう点については、農業委員会も、さらにこういう問題点を皆さんに諮って、よく協議していただいて、適切な判断をいただきたいなというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9番（山本幹雄君） わかりました。その点については、よろしく願いいたします。

続きまして、国道373号線上上月地内の水路の改修をとということをお尋ねしたいと思います。

上上月地内の芦谷川の水路が国道373号線の下、ボックスカルバートで断面が急に狭くなっております。以前も一般質問させていただいたので、理解していただけるものと思います。

以前には、見にくかったかもしれませんが、写真も見てもらっております。この断面が急に狭くなっていることは、21年の台風時には、大変な被害をもたらすことになったと住民の方は考えられているし、事実、この断面が狭くなることにより、水害による被害が拡大したことは、間違いなく、誰も反論はないのではないのでしょうか。

しかし、国、県が500億円もの大金をかけて、河川改修をしようと言ってくれた時、住民の方は大変喜び、きっと、この芦谷川の狭くなっているボックスカルバートを改修して



くれると思っておりました。これで、少しは安心できると。

通常であれば、なかなか改修できないところと、住民も重々承知しております。だから500億円のお金が予算化されたと聞いた時、これで改修してもらえると大喜びをしたわけです。

しかし、河川改修が進み、おおむね河川改修も終了しようという時期に来て、なお、いまだ何の動き、変化もなく改修のめどは立っていないように思います。

あの喜びは何だったのか。喜びが大きかった分、悲しみも大きくなります。

町民の方は、台風の時期なれば、21年災害時のことを思い出され、安心して過ごすことはできません。

また、あの時のようになるかと、一刻も早い改修を望みますが、町長の考えを伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、山本議員からの2点目のご質問でございます、国道373号線上上月地内の水路の改修についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この件につきましては、以前にも山本議員からご質問をいただいております。その自治会からも改修要望という形で要望書もいただいている件でありまして、当然、私も現地も見っておりますし、担当課もそれぞれ状況も把握しております。

また、県の光都土木事務所の2課においても、その国道下の水路が、国道の拡幅時に旧来の水路の幅ではなくて、逆に広い形で新しい部分に国道下の水路をつけたという状況、こういうことについては、よく認識をされているところであります。

このご質問の、この上上月地内の芦谷川下流の、これを国道がまたぐという形になっているわけですけれども、暗渠部分の改修については、そうして自治会長からも平成22年災害後、3月に自治会より要望書が提出されたわけでありまして、光都土木事務所へも上申を行いました。

その後、国道下暗渠の断面が変化、これが急激にと言いますか、完全に段違いになった形で施工がされていたというので、ここの部分について、水が流れやすく、ごみがたまりにくくするための方策として、簡易な形でコンクリートによるすりつけ、段差のすりつけ対策工事がなされたというふうに報告を受けております。

町といたしましても、21年災害のそうした河川の大規模な改修工事について、できるだけ、こういう箇所が、ほかにもかなり、当然ありました。少なくとも、町も一緒に改修工事なり対策を行ってきたところではありますが、河川の改修工事は、県が計画をされたところというのは、河川本流部分で、なかなかこうした支流と言いますか、そこへ流れ込む谷川、水路までの計画というものは、今、山本議員は500億円以上の予算の中で、こういうところも全て入っているように、地元の人達は期待をされたというふうに思われ、お話しですし、当然、そういう期待もされたと思っておりますけれども、実際には、こうしたところについては、改修工事の計画には入っていない状況だったということでもあります。

町といたしましては、国道から上流部の芦谷川につきましては、21年の災害の復旧工事として、この川も非常に護岸等が荒れて、そういう物が流れてきて、暗渠が詰まったこともあろうかと思っております。護岸工事6カ所と平成25年にも、かなり雨が降って、また、その災害の復旧工事という形で護岸工事1箇所の復旧工事を行ったということで、復旧や、そうした減災にも、町としてできる限り努めてまいっております。

ただ、今後、この国道下の改修につきましては、これは県にお願いするしかありません。

そういうことで、県にも改めて改修工事についての要望も行っているところではありますが、県としての担当者としてのお話してありますが、国道のこの改修について、こういう状況になっている問題点は、十分認識はさせていただいております。

ただ、この改修工事を行うというのは、大変大きな事業になります。国道の部分だけではなくて、この河川の改修工事に伴って影響する民地、また建物、そういうところにも影響する、大変大きな事業、計画になっていくということで、その工事費等の予算化、こういうものをするためにも、県のこうした今後の工事、改良計画に乗せていただかなければ、なかなか予算を確保することができないということでもあります。

そういうことで、そうした、町としても、当然、協力もしていかなければならないわけですが、主に国道の橋梁工事という、小さい川ですけれども、上を通っているという形での県の工事をお願いするしかないのので、県に対しまして、そうした調査や、また、予算の確保、そういうことを、できるだけ早く事業化できるように、お願いをするということで、これからも要望活動、要望を続けていきたいという現状であります。

そういう現状をご報告申し上げて、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9 番（山本幹雄君） この工事、私たちも、それから住民の方も、そう簡単にできないということは、重々理解していたんですね。

だから、こういうふうに、大きなお金がついた時じゃないと、町単独でするとか、ちょっと単純に県にお願いしますと言うたとしても、県も、それだけの予算をとるというのは、非常に難しいという中で、今回、500 億円ついたら、この時ぐらいしか、もう無理だろうというふうな思いがあったから、多分、その時にやってもらえるという思いが、皆さん、あったと思います。

このチャンスを逃した時には、もうなかなか次というのは、新たに予算化するのは難しいだろうなど。

それだけに、町に、それだけの要望を県にさせていただいていたんだろうなど、しているものと、住民の方も思っていたし、私も一般質問をした中、すぐには無理ですよと言われたけれども、実際問題、そういうふうな取り組みは、今後、してもらえるのか。しようとするのか。県のほうが、どこまで、そういう思いを持っているのかというのが、ちょっと、ある時疑問に思ったので、実際問題、県があの時、いつとは言わんけど、町長も理解してもらっていると思いますけれども、ここで聞いた時に、あまり県のほうは、理解しているように感じなかったことがあったので、もし、県のほうが、それを理解していないということであるならば、もうこれは絶対できない。

そうじゃなくして、やっぱり県についても常に頭に持ってもらって、こういうことで、町民の方は、非常に不安になられていると。そして、この前、言わせてもらった時には、ちょっと下の郵便局の横が、スコンと入って行ったら、あそこだけが一部ガクッと下がっている。あそこに水がたまって、余計危ない。

結局、その芦谷川がスコンと抜けることによって、その心配もないんですけども、あそこでたまって、水があふれたら、結局、郵便局の横の落ち込んだ土地にも水がたまってしまって、逃げ場を失うという形にもなります。

これは、この前の春の時に、県の人 came 来た時にも、ちょっと話はさせてもらったと思いますけれども。

一刻も早く、住民の人が安心して暮らせるようにしてもらいたいし、そういう思いを住民の人と町当局と、県の人がかっちり共有してもらって、安心できるような町にしないと、よそでは多くの金を使って、ほかはよかったな、よかったなって言うてる割に、あそこの地域の人だけは、全然よくなっていないじゃないかというふうになってしまえば、不安でいっぱいです。

川からの水があふれるというのもありますけども、本流の川からというんじゃなくて、支流である芦谷川があふれてなったということは、その支流の芦谷川を何とか改修しないと、その近辺は安心できないというのがありますので、お願いというのは、ここは一般質問の場で、町当局の考えを伺う、所信を伺うという場所なので、お願いというのはいかがなものかと思えますけれども、町長も、今度から、そこらへんの改修について、県のほうに強く改修の思いを伝えてもらうということを、町長の考えで、もう一度だけ、答弁お願いします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 言い訳をするんじゃないんですけれども、今回の 21 年災害の後の緊急河道整備事業対策、この事業の範囲というのは、どうしても国の事業で、県にやっていただくという形です。

その範囲というのが、皆さんは、そういう災害が起きた原因のところ、ある意味では、全て対策をしていただけたというふうに思われたと思うんですけれども、実際、なかなか、支流、そうしたところについては、河川の本流といいますか、そうした範囲内での事業で、そうした小さな河川、支流というものについてのところまでは、これは今回の緊急河道整備という事業の中には含まれていないというのが、これは当初からの計画であります。

そうした中で、それに県は、河川改修にあわせて、ああして道路の改修工事、これなんかも緊急河道整備以外、ほかの道路整備事業、公共事業というのを別の事業として一体的に取り組んでいただけてきたわけです。

河川の改修工事してしまいますと、確かに、道路等が今度、それを拡幅したりしようとした時に、もう河川を動かすことは全くできませんので、そういう事業がご存じのように、円光寺から久崎のあしたの歩道事業、そして、その芦谷川にかかわるところの早瀬の前から非常に歩道があそこで途切れて危険な箇所ということで、保護者や学校からも毎年のように早く改善をしてくれという要望を受けていた早瀬と上上月との間の道路、歩道工事、こういう工事、これも緊急河道整備とは全く別の県の道路事業として取り組んでいただいたわけです。

そういうことで、県としてのそういう面での努力は、当然、していただいているんですけれども、その中で、一緒に芦谷川のそうした暗渠部分の工事までやっていただけたら、それは一番いいんですけれども、そこまでの、なかなか予算も獲得できない。

それと、どうしても県としては、先に歩道整備になりますので、そうした暗渠とか、そういう面での道路の拡幅とかということではないので、余計に、そのへんの工事が後になってしまっているという実情はあります。その点は、ご説明だけさせていただきます。

ただ、そうした問題箇所が、大きな災害の可能性、そうした危険性というものを持っているということは、十分に私も認識をしておりますし、県の担当者のほうにも、そのことは認識をされているから、そうした応急の対策をしているという。そうじゃなければ、そういう対策もしないわけなので、そういう状況は、今後とも十分にしっかりと認識をして

いただいて、こうした箇所の改修について、県も積極的に防災という面での観点からやってほしいということでのお願い、要望はしてまいります。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9番（山本幹雄君） ということは、今後も強く県のほうへ要望していただけると、とらせてもらっていいということで、続きまして、3点目の質問に入らせていただきます。

秋里川の浚渫について伺います。

秋里側の浚渫について、昨年一般質問をさせていただきましたので、詳細は理解していただいていると思います。

秋里川には、まだ、たくさんの土砂が堆積したままになっております。一部の土砂の浚渫はしていただきましたが、どうしてか、そのまま全くされていないところもあります。

上秋里側と、秋里川の出口側では、浚渫されており、真ん中へんが、なぜかそのままの状況で河川断面を著しく狭めている状況であります。これでは、かえって水害を引き起こす要因になりかねません。住民の方にとって、水害前よりも状況は悪くなっていると感じられ、不安要素だけが増しているということでもあります。

そのままと言っても、そのままではなく、実は、真ん中の土砂を左右に押土しているだけで、土砂そのものは残ったままになっているということです。押土された土砂は、堤防沿いに寄せられていることによって、堤防との段差もなくなり、鹿やイノシシが自由に行き来できるようになっています。水害だけでなく、獣害も問題になっているということです。これでは、押土なんかしてほしくなかったとの声も聞こえてきます。

住民の方は、当初は無理でも、最後にはきれいに浚渫してくれるものと考えておりました。見事に裏切られたと嘆いておられます。

河川改修もおおむね終了した今、秋里川の状況は、今のままなのか。それとも、浚渫の予定、考えはあるのか伺います。答弁、よろしくお願いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、山本議員からの最後のご質問でございます、秋里川の土砂の浚渫についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この件につきましても、今、山本議員からのお話のように、以前にも質問がございましたし、また、地域の自治会からも要望もありまして、私も県のほうにも浚渫の要請をして、結構長い距離の間で事業を行わなきゃいけないということで、県として下流部分と、それから、間と、それから上流部分、こういう分け方で、上流部分については、県の助成金をいただいて町が行う。下流部分は、県の河川の改修工事とともに行うという形で、真ん中の部分は、県が実施していただくということで、やっていただけるものと思っております。

しかし、実際に、いろいろと県のほうの、なぜこういう、今、山本議員がご指摘のように土砂を浚渫せずに、堆積した土砂を両方の護岸のほうに押し寄せて、水はできるだけ、通常ではよく流れるような形でという形で対策をされたんですけれども、なぜ、そういうような方策をされたのかについては、私も現地を何回もあそこ通って見て、疑問に思っ

おります。

当然、一番大きな原因は、昨年、そうした土砂浚渫の予算が、最終的になかったということではないかなというふうに、私は推測をしているわけであります。

この河川の堆積している土砂の浚渫、取り除きについては、これは秋里川だけではなくて、たくさんの支流河川から要望を受けているわけであります。

特に、今、21年の災害以降、山腹が崩壊して土砂の流出というのが非常に増えて、河川に堆積をするという形で、本流のほうにつきましては、ああして河川の大規模改修工事の中で、かなりの河川の河床も掘削をするとか、また、堤防、井堰を撤去するというような形で大規模な浚渫なり、土砂の取り除きが行われてきたんですけれども、どうしても、支流の河川ではないんですけれども、そういう支流になる河川についての土砂というのが、これも莫大な費用がかかりますので、なかなかご要望に全て追いつけないというのが現状です。

21年災害以降、実際に土砂の要望が31集落、48カ所ということで、要望書をいただいたところだけでも、それだけあります。

その中で、秋里川につきましては、先ほど言いましたように、県の補助事業であります河川区域内の環境整備に係る美化事業という形で、半分の県の費用を入れて、あと残り半分を町が随伴して、平成26年度、一昨年度に町としては上流部分の2,500立米の土砂を取り除いたということであります。

そういうことで、今、ちょうど下流と上流部分の間の部分が、約300メートル区間ぐらいあるんじゃないかと思うんですけれども、その部分が、そうした土砂を両側に押しつけた形で残っているということについては、これを早く除去、浚渫してほしいということにつきまして、要望を改めてしたところであります。

これに対して、光都土木事務所の見解としては、河川断面の3分の1以上の堆積を標準に土砂の行っているという原則、それから、現地の状況や、緊急性を見て検討したいとの回答でありました。町といたしましては、当然、引き続き、早期に土砂の浚渫をいただくように重ねて要望をしてまいります。

しかし、私も現地を確認しておりますので、これは浚渫をしなければならない箇所だという認識を持っております。そういう中で、県で早期にこれが対応ができない場合、これにつきましては、県のこの河川区域内の環境整備に係る美化事業は、浚渫工事等に全て使うということにはできないんですけれども、そうした予算も若干、今年もいただいておりますので、それとあわせて、町が随伴して、こうした部分の対策、最低限の必要な対策というのは、考えるように、このことについては、担当建設課のほうに指示をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご質問に対するこの場でのご答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9番（山本幹雄君） 町長も現場見てもらって、よくわかっているという言葉いただきましたので、非常に力強く感じております。

多分、今日、今、テレビ見られておった方にしても、非常にこう、今、町長の答弁で喜んでおられるのではないかと思います。

一番いいのは、県でやってもらうのが一番いいんですけれども、やっぱり、なかなか県のほうも予算があるということだと、簡単ではないかもわかりませんが、そこで後、町

としても、そういういろんな方向を見つけながら、何とか除去をしようというふうな考えであるようであり、担当課のほうにも指示しておりますということなので、何とか、町民の思いも少しでも安心して暮らせるようにしたいと思うし、あそこだけ残るということは、ちょっと言い方はよくないかもわかりませんが、ホースの首を絞めたような状況になっているということで、それ以前よりも、21年水害以前よりも危険だと感じておられる方がおりますので、町長が今言われたような形で、何とか除去していただければ、大変、町民の方も喜ぶと思いますので、よろしくをお願いします。

これで、一般質問を終わりたいと思います。

議長（岡本安夫君） 山本幹雄君の発言は終わりました。

続いて、13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡です。

私は、地域公共交通の充実を求めると、住宅リフォーム制度の実施をの2項目について、一般質問を行います。

まず、1つ目の地域公共交通の充実を求めるについて、質問を行います。

地域公共交通は、日常生活において重要な役割を果たしています。福祉、環境、教育、観光、商工業などまちづくりにとって土台となるものです。

公共交通を利用されている方から改善してほしいとの切実な声を聞いています。町の公共交通について現状と課題を明らかにし、次の7点について方針を伺います。

①、コミバスの全町運行、土日運行、昼間の時間帯増便などについて検討してはどうか。

②、さよさよサービスの毎日運行、江川ふれあい号の増便。乗車券の払い戻しなどができる改善など利用促進を図ることについて検討してはどうか。

③、福祉タクシー運賃助成の回数制限緩和と個人負担軽減を検討してはどうか。

④、JR姫新線佐用駅舎のバリアフリー化と、積み残しをなくすため増便・増両をJRと検討すべきではないか。

⑤、運転免許証自主返納促進のため制度充実を図ってはどうか。

⑥、地域公共交通会議に住民の声をどのように反映させるのか。

について、よろしくご回答のほどお願いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

平岡議員の地域公共交通の充実を求めることについてということでございますが、最初に申し上げますが、この問題、課題の件につきましては、これまでも幾度となくご質問、要望をいただいております。その都度、私の考えなり状況は、十分にご説明を申し上げているというふうに思っております。

今回、同じような内容で、そうしたご質問をいただいているわけですが、当然、これまでも答弁させていただいた内容に大きな違いはありませんので、同じような、また、回答になります。

その点、ご了承いただきたいと思います。

まず、本町の地域公共交通に関しましては、コミュニティバスの運行、タクシーの運賃助成、路線バスの維持確保事業、社協によるさよさよサービス、江川ふれあい号の運行の支援など、町としてできるだけの施策を実施しているわけであります。このような交通体系につきましましては、他の市町と比較していただいても、充実しているというふうに、私は考えております。

また、その現状や課題について、毎年、佐用公共交通対策協議会及び地域公共交通会議を、年に1回から2回開催をして、その意見を事業に反映をしているところでございます。

まず、①点目のコミュニティバスの全町運行、土日運行、昼間の時間帯増便についての検討についてのご質問でございますが、まず、全町運行につきましましては、地形的に非効率でなじまないものと考えております。そのため、さよさよサービスをはじめ、タクシー運賃助成制度などによる、交通空白地をカバーする施策を実施しておりますので、町内全域で定時定路線によるコミュニティバスの運行をすることは、当然、考えておりません。

利用者の方の中には、土日、祝日の運行を望む声があることは認識はいたしておりますが、コミュニティバスは佐用町が神戸運輸監理部から市町村運営有償運送の許可を得て、佐用町が主体となって運行を行っているものであり、タクシーなどの他の交通機関とのバランスを考慮しながら運行をする必要があるわけであります。そのために、町といたしましても、この土日の運行、祝日の運行等を行う考えはございません。

次に、②点目のさよさよサービスの毎日運行、江川ふれあい号の増便、乗車券の払い戻しなどができる改善など利用促進を図ることについて検討をしてはどうかということでございますが、町内を2つの地域に分けての隔日運行が定着しており、毎日運行となりますと、以前からご説明申し上げているとおり、町内のタクシー事業者の方の経営を圧迫をいたしますので、現在の運行体制は継続をしていきたいと考えております。

次に、江川ふれあい号の増便につきましましては、地域の方により、受付と運転がなされており、現在の人員、配車車両では増便は難しいものと考えておりますが、ふれあい号の運行の形態につきましましては、地域の皆さんの中で協議をしていただいで、運行を今後とも続けていただければと思います。

次に、乗車券の払い戻しにつきましても、ご購入の際に乗車券の払い戻しはできないことなどをお伝えして、ご購入をいただいでおりますので、これを払い戻しをすることは考えておりません。

次に、③点目の福祉タクシー運賃助成の回数制限緩和と個人負担金軽減を検討してはどうかのご質問でございますが、タクシー助成券は年間3冊まで購入することができるようにしております。昨年度は、728名が1,412冊購を入されております。そのうち3冊購入されたかたは220名で購入者全体の約30.2パーセントとなっており、このパーセントは年々減少傾向でございますが、外出支援事業として、さよさよサービス事業とタクシー運賃助成事業は、それぞれ公平性を保ちながら、今後も利用促進を図り多くの方に活用をいただければと考えておりますので、この回数券の制限、また、半額、今、助成をしております、その半額助成については、変更することは考えておりません。

④点目のJR姫新線佐用駅舎のバリアフリー化と、積み残しをなくすため増便・増両をJRと検討すべきではないかのご質問でございますが、まず、この佐用駅のバリアフリー化の課題について、これも以前からたびたびご質問を受け、その都度、事業費の問題だけではなくて、構造的に技術的な問題として非常に困難であるということの説明をさせていただいております。

当然、バリアフリーが今の時代の中で必要だという認識は持っておりますし、これをバリアフリー化できればいいということは、私も当然、思っておりますが、駅の現在の構造、特に駅舎が地下にありますし、また、JR姫新線と智頭急行とが交差しております。非常

にプラットホームの幅も狭い。そういう非常に駅の形態、構造上から、これが非常に技術的にも困難だという点、この点については、これまでも何回も説明をさせていただいておりますので、少しはご理解をいただきたいと思っております。

また、増便・増両につきましては、これまでも、姫新線の利用促進の同盟会や県境協議会の要望に入れていただいて、JR西日本に対して、兵庫県をはじめ、近隣市町とともに、強く要望をしてきたところではありますが、JR側の回答といたしまして、特にJR姫新線新宮以西の乗車人数が極端に少ないということと、現有の車両が非常に少なく、そうした臨時便の手立てを現在していただいているわけですが、それを完全な増便と、また、増両という形での運行にはできないという回答がされております。

当然、この件につきましては、JRに対しましても、今後、継続して要望を行っていきたいというふうに考えております。

⑤点目の運転免許証自主返納促進のため制度充実を図ってはどうかとのご質問でございますが、高齢者の運転免許証自主返納支援につきましては、返納された方に対しまして、タクシー利用助成券及びさよさよサービス、もしくはコミバス利用券をそれぞれ1冊、無償でお渡しをさせていただいております。

平成27年度には72名の方がこの事業の申請をいただき、免許証を自主返納されております。自主的に免許証を返納された方には、これまでどおりの制度で自主返納についての支援をさせていただきたいと思っておりますが、広報誌への掲載や交通安全協会との連携を密にするなど、さらに今後も周知をしてまいりたいと考えております。

⑥点目の地域公共交通会議に住民の声をどのように反映させるのかということでございますが、当会議では、町の各種交通施策の調整や利用状況や各関係機関が交通施策の目的などを共通認識する中で、各事業の推進を行っているところでございます。当会議では、警察、兵庫県などの行政機関や鉄道、バス、タクシー事業者など各関係機関の代表のほか、町議会をはじめ、自治会、民生児童委員、身体障害者福祉協会、高年クラブなどの方に委員となっただいて、それぞれの住民の代表として、ご意見を承り、地域交通行政に、これを反映をしているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場の答弁といたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬる君） 高齢者の移送とか、外出サービスについて、先ほど町長が冒頭に述べられたように、利害関係のあるタクシー業者、あるいはバス業者などと協議調整しており、共存していかなければならないというのは、2年前にも取り上げた時と同様のご回答であり、また、さよさよを毎日運行をすることによって、タクシー業者の経営を圧迫することになる。そういうことで、今の状態を継続していきたいというのは、何ら変わっていません。

しかし、利用している住民から、紹介したいと思うんですけど、最近も声を伺っています。改善する、伝える手段を教えてください。実際、利用して、土日の運休や年末年始の運休などについて、改善をしたいという実情を伝えたいんだけど、どこへその声を出していったら、それが改善できるんですかということ、もし、その声を直接聞きたいということであるならば、どこへでも出向いていきますということで、強いことで要望を聞いております。

改善を求める声というのは、現在、利用されている方に限らず、今後、車の運転ができ



なくなったりして、外出が困難になる住民の方のこれからの声も反映させて、ぜひそれを改善をしていくために取り組んでいただきたいと思います。

1つの、まず最初にお聞きしたコミバスの土日、祝日、年末年始運転をできないのは、なぜですかということで、直接、運転手さんに聞いたところ、その課題については、町に言ってくださいとの返事で、誰に声を伝えたらいいのかわからないということで、私のほうに声がかかりました。

こうすることで、そういった認識については、町長、先ほどの答弁の中ではしていますということなんですけれど、その認識の上に立って、改善をしていくことについて、業者さんとの、事業者さんとの経営の問題があるから、これからも引き続きできないんだということに、今、とどまっていたんですけれど、改善していこうということにはならないんでしょうか。お願いします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 利用いただいている方から、より充実してほしいという要望、それは、それぞれの思い、個人一人一人には、そういう要望はあります。行政には、この問題だけではなくて、こういうふうにしてほしい。ああいうふうにしてほしいという要望はあるわけです。

ただ、私たちは、こうして行政という形で、いろんな立場の方々のことも総合的に考えながら、その中で、よりそれぞれに皆さんの生活が安定し、向上できるように、便利に使っていただけるように、そういうことで、こうした施策を進めております。

ですから、要望したいけど、どこに要望したらいいかわからないんだと。その要望は、当然、町が主体して、町が運営をしているわけですから、町にいただければ、その方の要望は聞きます。

ただ、要望があったから、それがじゃあ、そういうふうにしますというわけにはいかない。と言うのは、それは、今、申し上げたような、やはり私たちは、いろいろな状況、立場、町民の皆さん、たくさんの方々のいろいろな関係があります。利害関係と言われますけれども、これは、それぞれ生活をしているわけであって、そういうお互いの権利というものを守っていかなくちゃいけない。そういうところは、しっかりと議員の皆さんも、これは認めていただきたいと思いますと思うわけです。

それで、これは何度も申し上げますけれども、ほかにどうしたらいいんだと。そのために、私とこは、1つの例えば、コミバスだけを運行しているわけではありません。さよさよサービスだけを運行しているわけではない。タクシーもしている。こうした地域交通として、できるだけ、これは100パーセントというわけにはいかないですよ。利用される方が、全て自分の好きな時に、好きなように使いたいんだと言われても、それに全てを応えることはできませんが、やはり利用されている方も、少しでもそれに協力していただいて、あわせて利用していただくという形で、少なくとも面的な形での空白地がないように、行政としては公平な形で、これを実施しようという形で3つの江川のふれあい号も入れれば4つの、そうした施策で運行をしているわけです。

だから、このことは、少なくともほかの市町村、例えば、皆さんも一生懸命いろんな形でどうしたらいいかということで研究をされております。隣の昨年から宍粟市がバスの運行を全域でされるようになりました。

でも、しかし、あの運行を見ても、当然だと思うんですけれども、場所によっては週に

往復1便とか、週に2便とか、1日に朝晩だけの運行であるとか、そういう運行にせざるを得ないわけです。

だから、そのところで、皆さんが、じゃあ毎日運行してください。じゃあ、増便してくださいという要望を個人個人はあると思うんですよ。しかし、全体を見ていただいたり、そういうところも見ていただいて、佐用町の今の交通体系、これだけ佐用町が今後とも、きちっと維持をしていこうという形で進めていることについては、ご理解をいただきたいし、住民の利用者の方もそういう形で協力しながら使っていただくことが、また、ほかの後の方の、これを継続しなきゃいけませんので、維持していくことについての、またつながるんだというふうにとつよろしくお願ひしたいと、議理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） たくさん要望として、住民の声として、紹介させていただきますけれども、コミバスは、先ほど言いましたように、土日、祝日、年末年始の運行の問題。それから、さよさよサービスも同様です。さよさよサービスについては、平成25年度から社会福祉協議会が運行して、町が財政的な責任を持つという形にはなっておりますけれども、そういった住民の声に答えて、財源が当然伴いますから、それについて支援をお願ひしたい。

それから、さよさよサービスの利用券などの払い戻しについて、最初の答弁では、それはしないということで買ってもらっているんだから理解してもらいたいということではあるんですけど、その利用券を買った時点で、本人の方が生存されていて買って、その後、本人が亡くなった後、その券そのものが利用できなくなるというのが、今、実態としてあります。

そういう状態については、特別な事態ということで、払い戻すような措置をとるべきではないかと思うんですけど、そういった点は、買う時には了解してもらっていたということでのご回答にはなりますけれど、そういった特別の事態になった場合、考えるということはありませんか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 基本的には、こういう金券みたいな物です。ですから、これは買っていただく時に、そのことは十分ご承知のようにいただいて、買っていただいているということでもあります。

それで、この件についても、少なくとも、町もまあ言ったら大変安く、そんなに何万円というものではありません。3,000円とか、そういう形で11枚つづりを買っていただいて、それで利用していただいているという制度でやっていますから、私は、そんなに大きな経済的な負担、損失をお願ひしているというわけではないと思ひます。

こういう制度で、少なくとも利用、今までそういう、ある意味では受益者の恩恵というものは、逆に公的な形では受けていただいたと思ひますので、それはそれで、制度をきちんと守って、これからもやっていきたいと思ひます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 確かに、利用券そのものは、町が財政負担をして、安い形でされているんですけども、ですから、余計に町民にとっては、それを有効に最後まで使い切りたいという声なんですね。町として、それに伴って財政的な負担が、おっしゃるように、そんな大きなものではないので、そうしたきめ細かな配慮という点では、検討していただきたいと思います。検討していただけますか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 要望は、そういうふうに聞きましたけれども、私は、それはしませんと、今、言いましたので。はい。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） できるだけ、していただけるように頑張って質問します。  
福祉タクシーの利用についてですけど、年間3冊まで、今、増刷されています。購入できるようになっています。  
実際に福祉タクシーの利用も必要だから利用されている。本人にとって、利用者にとっては、本当になくってはならないものなんです。  
それで、具体的に本人が通院する場合、それとあわせて、家族の方が入院された場合など、その利用券3冊まで、増刷にはなりましたけれども、さらにその利用券を増やしていく方向で、利用しやすいように、まあ、使わない人にとっては、あまり問題のないことではありますけれど、そういった特別に必要な事態が発生して集中的に使いたいという方にとっては、本当に改善してほしいという声なので、その点は、どうでしょうか。検討していただけますか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この件についても、当初、スタートした時には1冊だったと思います。

タクシーの、じゃあ何に使っていただきたいのか。何に必要なのか。当然、必要な方が使われるんですけども、やはり、その使われる方の状況、これを町としてよく見て、やはりタクシーを利用していただくことによって、安心して買い物に行ったり、病院へ行くということの必要性という中で、こういう制度をつくったわけです。

それで、当然、これには、基本的に上限がありますけれども、普通の距離のところでは、

2分の1の助成、補助をしている。その2分の1の、例えば、運賃1,200円であれば600円だと思います。それだけの高額といいますか、ある意味では、高率な助成を公費でしているわけです。皆さんのお金で、そういう方への助成というのをしているわけです。ですから、そこには制限というのは、当然、あっていい。制限というのは、利用者の方が、利用をできるだけ、ある意味では計画的に、当然、使っていただきたい。

しかし、1冊が12枚ですから、基本的には、何にじゃあ必要なのか、どうしてもこのタクシーを使わなきゃいけない場合を想定して、これは基本的には、こういう、いい病院に病気がかかるといふこと、このことは一番皆さんにとって、健康、言えば命にかかわることですから、このことを中心に考える。そうすると、だいたい病院に通われるのは、月2回、定期的に通われるといふのは、そうすると年間、12回ということですよ。

12回、月2回、24回ということですよ、それだったら、その分はということで2冊にして、それから3冊、もっと途中で通わなきゃいけないとかいうことで、今、36枚までは自由に買っていただけるということまでしておりますので、そのタクシーだけじゃなくって、その他の時については、当然、今、先ほど平岡議員がお話のさよさよサービスにおいても隔日であったとしても、それは、そこにあえば、さよさよサービスのご利用もいただきたいと思いますし、それから、コミバスも使われるところでは、コミバスも使っていただきたいと思います。

それから、そこに子供さんや皆さんが帰られた時には、病院へ、そういう方が、家族の方が送られる場合もあると思うんですね。

ですから、今の状況、どういう目的で使っていただくかという中で、私は、この3冊までこうして利用いただけるようにすれば、これはこれで、私は、ある程度最低限の利用、これは確保できているというふうに思っておりますので、今のところ、この3冊を、また、4冊、5冊にするというようなことまでは考えておりません。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） タクシー乗車券が3冊に増やされたということで、利用されている方からは、喜ばれております。しかし、タクシー業者さんのほうからも、私的に聞いたところ、そういう乗車券が必要な人が、もっと利用したいんだけど、券がもうなくなってしまっているというようなことも、実際お聞きしているようです。

ですから、必要な人にとっては、その方、必要な人が使うから、特定の人に公的な補助がされるということについて、公平性の問題などを町長は常に頭にあるかと思うんですけど、必要な時に、必要な方が利用しやすいように、そういうふうに改善していくということで取り組みをしていただきたいという要望です。しておきたいと思います。

それから、運転免許証の自主返納について、自主返納された場合、高齢になって、その時におっしゃった、回答がありましたように、さよさよサービス3,000円券1冊、タクシー利用助成券1,000円分を支援していますということで、これから、もう運転しないという時に、その支援内容で、これからそれで十分なのかということよ、提案したいんですけど、フリー乗車券といいますか、これは私が提案したいということで、勝手につけた名前ではありますけれど、さよさよにしても、タクシーにしても、先ほどの3冊とか4冊、5冊というような、そんな話ではなくて、フリーで高齢になると利用できるんだというようなことにまで、思い切った対応をしていく方向で検討してほしい。

これは、さっきよりももっとハードルが高くなりますけれど、いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 車の免許証の返納をしていただく。自主返納をしていただく件と、そうした交通機関での公共交通を利用していただく面での、今、やっていることとの、その問題は、若干、私と違うというふうに思うんですね。

それは当然、返納されたら、何か、ほかの交通手段を考えなきゃいけないということで、当然、今まで免許証を持っておられない方、車に乗られない方と同じ形になります。

ということは、同じ形で、今、つくっている制度、これを活用をいただくということになりますので、その返納していただくのは、自主返納されるのは、やっぱり一番は、自分自身のいろいろと身体的な障害、また、衰えが出て運転すること自体が危険だ。危ない。そういうことで返納をされるわけですから、やはり自分のことは自分で、ちょっと判断をしていただかなければ、返納、ある意味では、しっかりと運転ができる方に交通機関を使ってもらうんだから、もういらないでしょうという話は、町はする必要もないですし、逆に、元気にそうした車の運転もして、いろんなところで活動し、活躍していただきたいなという思いがしますので、次々とハードルの高い要求をされても、今、お話をさせていただいた以上に全ての方にフリーパスを出せ。それは、最終的には、町民、みんな誰でも出せという話になってしまいます。

今の段階では、警察も、当然、交通事故ということを一番心配をして、こういう制度を考えようということで、ひとつやっておりますので、これは、その時に1つの記念品的に、町としても一緒に取り組みましょうという形で、乗車券、利用券を出していただいて、それを今度は、継続して使っていただくきっかけにしていきたいという思いでしておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 運転免許の自主返納者に対してだけ、フリー乗車券を配布するようというふうな、そういう形で、この場所で言いましたので、町長が答弁されたように、ほかの高齢者、誰も全ての方にフリー乗車券をという要求になるでしょうということで、そのように思っておりますので、運転免許自主返納者だけに限らずに、そういうことも検討していただきたいなという声です。

それから、姫新線の関係なんですけれど、ダイヤ改正に伴って、高校生の利用に支障がある事態が発生した時に、改善要求も町当局にしたところなんですけれども、その後、JRとの関係で、臨時便の手立てをとっているけれども、増便、増両についてはできないということで、継続して要望していきたいという回答でした。

これは以前からの要望でして、その要望された方、高校卒業されたりというふうに時間的に経過がされておりますが、引き続き、改善のために取り組んでいただきたいと思えます。

そこで、佐用駅舎のバリアフリー化についてなんですけれど、これも従前から回答が変わらない。あれは、構造的に問題だから必要だという認識はしているけれども、もう改善はできないんだということで、頭から検討していくということがないんですけれど、国の

ほうでバリアフリー化ということで、バリアフリーデザインとかいう形で、国自身が、いろいろ駅舎のエレベータ化とか、エスカレーターを利用、設置するとか、そういうことについて乗車人数なんかの問題が大きな課題にはなりますけれど、推進しているので、現実には佐用の駅舎の階段を上り下りすることについて、切実な要求を出された方は、もう既に亡くなりました。時間が、非常に経過してきています。その方の声は、決して、今も改善されたわけではないので、引き続き要望として受け止めて、ぜひ検討もされていくように、もう構造的にだめなんだということで、それは、受け付けないというような形ではなく、検討していただきたいと考えます。

もう1点、宍粟市の話も、先ほど、路線バス網、昨年11月から路線バス網を大幅に拡充して住民の足を確保するというので、公共交通の空白解消の取り組みが始まって、それは、便数とかいろいろ課題はあるとしても大きな注目集めております。そういう点で、佐用町の今現在取り組まれているきめ細かな公共交通のあり方とあわせて路線バスの定期運行を望む声もあります。検討していただきたいと思うわけですが、こういった、さまざまな実際に利用されている方の声など、町は各種利用者を代表する代表者を一同にして、年に1回ないし2回ですか、公共対策会議を開いているから、それで十分だというような回答にも聞こえてはきたんですけど、その会議のあり方として、年度の事業の実績、それから、これからどうしようかというようなことで、話し合いが持たれております。

そういう中で、ぜひ住民の方の生の、そういった要望も反映できるような、そういう運営の仕方も取り組んで、その会議の中でしていただきたいと思うんですけど、その点は、いかがでしょうか。伺います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） まず、佐用駅のそうした駅の構造を変えていくというバリアフリー化、国も当然、こういう公共施設等、そうした時代の要請の中で、推進をしていくということ、そのことはよくわかっておりますし、ただ、一番問題は、国においても、そう言いながら、じゃあどこも全てのところということじゃないんですね。そこが一番大事なんです。

そのところを、そっとすっと飛ばしてしまっただけで、国はやっているんだから、町もやりなさいよという話では、国のそうした事業を、まずやれるとしても、事業に乗せてもらわないと莫大な費用がかかることは間違いないので、ただ、その費用だけの問題ではなくって、ここの駅舎、駅は、こういう非常にほかの駅と比べて単純な駅と比べて難しい状況にありますということ、このことは、何回も私は、皆さんにお話をさせていただいているつもりなんです。何も検討せずにだめですよと言ってないじゃないですか。

もう、これについて検討は、もうしないんですかと言っても、私は、十分に検討した上で、こういう問題があって、こういうことで、なかなかできない。だから、できないものを言われてもできないので、その対策として、そういう利用者の方に対しては、それは最終的にはほかの方法で、できるだけ利用していただけるように、皆さんに迷惑かけないようにしますということやらしていただいているわけですね。

そこを、やっぱりわかっていただかないと、全く検討せずにできませんと言っているわけではない。検討した結果ということや、これも今まで何回もお話しさせていただいてますよ。そのことは、ご理解いただけないのでしょうか。

それから、宍粟市のバスの全域に運行をされます。この件についても佐用町内で、そう

したバスを全部で同じようにやりなさいという平岡議員は要求のお話のようです。

しかし、宍粟市がやる前に佐用町でもそういう運行をしたらどうか。できるかということも検討した上で、現在、今の方策、方法で先ほど、いろいろと説明してきたもので、形で運行をしているわけです。

それで、全町、全域を運行しても実際問題としては、必ず、どれだけの方が利用されるかわかりませんが、実際、宍粟市でも先ほど言いましたように週1回とか、週2回とか、1日に2便とか、そういう運行をされているわけですね。そんな運行をして、どれだけ皆さんが本当に便利に使っていただけるのか。使えるのか。その状況については、当然、平岡議員も、よく状況としては判断をしていただけたらと思うんですね。

佐用町のこのような地形の中で、宍粟市でもそうなんですけれども、行って帰ってくると、たくさんの車両も要ります。定時運行しなさい。定期運行しなさい。定時、定期、定路線で運行する。形はできますよ。週に1回。今よりもっと安くできますは。

でも、そんなこととして、そこに住まわれている方が、便利に本当に使っていただけますかということなので、そこはよく、今までずっとこれだけのことを、町としても、ある意味ではほかの地域と比べていただいても、いろいろと工夫して、交通会議なんかでも協議して、ほかの交通機関との協議も調整も重ねていっているわけですから、それを踏まえた上で、ご質問なりご要望をしていただきたいと思います。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 合併して10年たちます。この間、外出支援サービス事業については、経過も議員としては、よく承知しているつもりではありますが、住民の方々から、以前より不便になったという声も強く聞いているところもあります。

そういった生の声を、ちゃんと今の現状の、これがベストではなくて、改善していく。そういう立場に立っていただきたいということを伝えておきたいと思います。

その上で、その住民の方が言われている課題が1つでも一歩でも前進していくことを願って、この関係についての質問は、1項目目は終わりにします。

2項目目、住宅リフォーム制度の実施をについて質問をいたします。

個人の方が住宅のリフォーム、修繕や改善を行う際、地元の建設業者に発注するという条件で自治体が費用の助成を行うものです。この制度が全国に広がっております。

2015年、昨年ですね、全国で住宅リフォーム制度実施は603自治体。そのうち兵庫県下では4割に当たる17の自治体で実施されてきています。また、店舗リニューアルは全国55自治体で実施しています。

少ない予算で大きな経済効果があるとして山形県ですが、全自治体で実施され、県は経済の波及効果を試算して公表されています。

佐用町では以前から制度の実施を求める声が出されておりました。仕事おこして町を元気にする使いやすい制度として実施することを求め、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの2点目のご質問でございます住宅リフォ

ーム制度の実施ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

この件につきましても、以前からたびたびご質問をいただき、要望をいただいているところではありますが、実際、中身につきまして、町内の建設業、また、設備業、そうした事業者の仕事を増やすと、そういう支援も行うという点については、そういう事業の内容につきましても、町としては、住宅リフォーム制度という形ではありませんけれども、既に、次のような形で実施をいたしております。そのように、私は認識しております。

例えば、高齢者や障害者世帯の住宅バリアフリー化改修に100万円を上限として経費の3分の1の補助をいたしております。人生80年いきいき住宅助成事業という形を実施しているわけでありまして。

従前は、要介護認定を受けている方や障害者手帳を持っている方に対象者を限定をしておりましたが、限定した特別型という制度で実施をしておりましたけれども、平成25年度から、できるだけ、そうした住宅のバリアフリー化等を早くからやっていただきたいということで、平成25年からは、60歳以上の方なら要介護認定等の要件を不要とする、いわゆる一般型も合わせて実施をし、増改築も対象とするなど、制度拡充を図ってきたところでもあります。

さらに、ご質問の趣旨に沿った形で、町内業者を利用した場合には、特別加算助成として、最高10万円の町独自の加算を実施しているわけでありまして。平成25年度から平成27年度までの実績は、一般型と特別型を合わせて45件の申請がありまして、そのうち町内業者で施工していただいて、そうした町の特別助成を行いましたのが27件というふうになっております。

また、個人住宅の耐震改修に対しましては、県が実施する、ひょうご住まいの耐震化促進事業の対象者に改修工事の一部を補助する佐用町住宅耐震改修促進事業を実施しておりまして、こちらも町内業者をご利用いただいた場合には最高30万円、その他の場合では15万円という形で助成をしているところでもあります。

さらに、環境問題、地球の温暖化防止の事業として太陽光発電事業、これを各家庭で実施された場合に、町内のそうした設備業者を使われた場合には、最高20万円。町外では10万円差をつけて、町内業者が、何とか少しでもそうした事業に参加していただけるように、そうした制度もつくっているわけでありまして。

このように、福祉や災害対策、環境といった目的を持った形で、町内の業者の利用した場合に、さらに経費の一部を町が助成することで町内業者の皆さんの受注機会の増加につながって、町内産業の活性化と雇用の促進を図っているところでありまして、私は、このように単にリフォームするというような形ではなくて、行政目的、そういうものを持った事業においてできている、特にこれから必要な耐震化とか、こうした課題が非常に大きな課題があります。そういう中で町内事業者の仕事の少しでも受注機会の増加というものを図ってまいりたいということで、ただ単なる誰にでもリフォームには出しますよと、それもわずかな額ですと、わずかな金額を助成しますよというような制度は、今のところ設ける考えはございません。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今、答弁の中で、町長が紹介された、その一般型であるとか、従来からすると改修工事に対して、町として制度の拡充をされていることは承知しているところ



ろなんです、ただ、25年に始まって27年までの実績として、結果的には申請は45件あったが、27件の実施をしたということなんです、住宅リフォーム助成制度が全国的に、どんどん拡大してきている、その要因としては、屋根とか外壁の張りかえ、塗装、台所や風呂などの水回り、畳の表がえとか、断熱ガラスの工事など、いわゆる幅広い修繕とか、改善に工事費の一定額を補助するというので、何でも応えるということではないんだということ、締めくくられておりますが、その制度を実施することによって、地域でインフラづくりとか、防災などに重要な役割を担っている、そうした中小の地元の業者さんに対して、いわゆる経済効果、自治体として、住民の方の、ちょっとした言うたらあれですが、リフォームをしたいという、その要求に応じて、また、業者の方の仕事おこしにして、そして、お金が地域経済、先ほどの中にもありましたけれども、さらに環境を促して行って、業者さんが得た収益で納税していくというふうに、誰も損をすることはないと言ったらあれですけど、自治体の税収も増やす、そういう効果があるということで、全国的に増えてきているんです。

佐用町で、今、取り組まれている制度そのものの充実ももちろん評価して、さらにリフォーム制度の住宅リフォーム助成制度を制度としてつくっていくことで、町の活性化につながるというふうに、全国各地で実証されておりますので、そういうことが改めて、また、ニュースにも取り上げられるようなことでしたので、以前にも取り上げてはおりますけれども、制度実現のために、改めて一般質問として取り上げさせていただきました。

制度は、今のところ考えはないということなんですけれど、そういった爆発的な経済効果を伴う、そういう制度については、ぜひ検討課題に加えていただきたいと思うのですが、改めて、その点、よろしくお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう制度が、いろいろと、その施策として、行政の施策として、取り上げられているということは、私も以前から承知もしております。

ただ、マスコミ等なりで、そういう報道をされる場合、その今、平岡議員は爆発的な経済効果を得られるというふうに言われますけれども、数字のいわゆるわからないところというのが、マジックといいますか、元々、この制度をつくったからリフォームがどれだけ増えたのか。そこのところはわからないんですね。

というのは、当然、住宅なり、私たち、皆さんお住まい。それは設備で言えば、ボイラーにしても湯沸かし器みたいなもの、そういうのもリフォームしていかなくや、かえていかなくやいけない。これなんかでも例えば、10年とか15年で寿命が来るわけです。屋根だって、何十年もたてばふきかえなくやいけないとか、外壁だって、やはり20年、30年すればやらなくやいけない。

だから、少なくとも、そういう制度があるなしにかかわらず、そうした建設、設備業、そういう中での事業として、仕事としては、元々、相当の当然あるわけですね。だから、その分がある中で、場所、地域によっては、いろいろですけども、上限幾ら、1割ほどの補助をしますよというような、何か、行政の何か新しい施策のような形で出して、それでそれを利用した人が、当然、5万円でも10万円でも助成もらえれば、誰も、そういうものほしい。いただくことについては、そういうことで手続きされると思うんです。

しかし、それで、それが全てが利用した人が、新たな売り上げになったのか、経済効果になったのかと言うと、私は非常にそこは疑問を持っているんですね。

と言うのは、私も当然こういう町長と立場だけではなくて、いろんな建物の建築とか、そういうこともかかわってきて、業者のそういう建設業、設備業の方々の話も当然直接聞くことがあります。そういう方が、こういう制度は、どういうふうに思われるんですかというのを聞いた時にも、当然、今まで頼まれて、リフォームします。壁の改修します。そして、それが20万円、30万円、50万円という工事費になります。その時に1割の補助金がもらえます。そしたら5万円。

でも、全部業者の方が手続きをしてあげないかんのですね。そうすると、そういう事業者にとったら、ものすごくそういう面での経費負担、これは300万円、500万円の工事なら、それはそれで、それだけの経費が生み出せますけれども、小さなリフォームなんかで手続きをして、1回仕事休んで行って、申請して、それで完成届を出して、そして少なくとも、また、町へ写真を提出して、完了手続きをすると。これだけの手続きをしないと、例え1万円でも2万円のお金でも、これは公費ですから、公費を簡単に何も検査もなしに、手続きもなしに、はい、申請されました。はい、幾らお渡しします。銀行に振り込みますというわけにはいかないもので、そのあたりは、ありがたい。それでも仕事が増えるんだというふうな考え方もいらっしゃると思いますし、また、佐用町の中での私らが話を聞かせていただくような方は、そちらのほうが、そういう、もしつくられたら、みんな、そういう手続きを、業者のほうで責任持ってやらなきゃいかんというような形になれば、これはまた、その分、ある意味では経費ももらわないとできませんねというようなことも聞いておまして、そういう中で、私は、一般的なリフォームについては、当然、今まででも、そうした地元でほとんど関係の中で、業者さんの当然、これもちゃんと継続して、事業としてやっていただかなければ、皆さんも生活上困りますし、事業者さんもまた、この中で、そうした事業を続けていただかなければいけないので、特別に町が、こうした助成、リフォーム制度を、私はつくるということについては、踏み切らないというのは、そういう理由もあるということをお話をさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 町長は、そういう専門的な建設の関係から、直接業者さんのほうの、いろんなご意見を伺っているというふうに紹介がありましたけれど、現実には、その制度を実現していく上で、内容をどのようにしていくかということについては、おっしゃるように住民の声と、それから、業者さんの要求とか、手続きがこんなんだというような、そういうのも含めて、よく意見を聞いて、すり合わせてつくっていくことが大事なので、そういった、この制度のものについては、そういう点だけが引っかかっているのであれば、住民に対して、また、中小業者の方も利用しやすい制度にしていくという方向で、ぜひ、そういう検討する場所を設けていただきたいなというふうに、頭から、その制度を否定すると言われたら、話は、全然、前行きしませんけれど、制度として検討していただきたいというふうに思います。そのことを取り上げて、制度が実施できるように取り組みを求めて質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後1時15分とします。

午前11時57分 休憩

午後01時15分 再開

議長（岡本安夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

なお、住民課長より親族のご葬儀のため早退の届けがあり、受理していますので報告しておきます。

それでは、引き続き、一般質問を行います。

4番、廣利一志君の発言を許可します。

〔4番 廣利一志君 登壇〕

4番（廣利一志君） 4番議席、廣利でございます。

今日は、平福、乃井野、魅力、資産を磨くとはということで、町長の見解をお伺いします。

佐用町第2次総合計画、これは平成29年から平成38年でしたか、案が示されておりましてけれども、まちづくりの基本目標の施策展開の中で、佐用ならではの資産に磨きをかけるとして例示された中に利神城や平福の町並み、上月城、三日月藩乃井野陣屋跡などが挙げられています。そのほかにも、棚田とか、いろいろ取り上げられておりますけれども、今回は、平福、乃井野の資産、魅力を磨くとは、どんなことを考えて、事業としてされようとしているのか見解をお聞かせください。

総合計画の中で、佐用に住みたい環境を創造するというところで、人口流出を抑制する子育て支援、移住促進が述べられています。

昨日も質問が何人かからありましたように、15年国勢調査において、佐用町は人口減少率県下ワースト1位の9.12パーセントと新聞などで報じられましたが、町長の認識は、これは一過性のものなのか、それとも定位置という認識なのか、見解を伺います。

佐用町の資産、魅力に磨きをかけ、移住に、あるいは定住につなげるという考え方を私はとりますが、町長のお考えをお聞かせください。

今年度、移住・定住の促進について、体制の強化、充実が図られました。さらに、広報の充実などが計画されています。

私は、危機意識の共有化で総力をあげるからこそ必要だと思っています。

町長以下、幹部職員、議会も、自治会長の皆さん、そして民間団体の力も借り、移住・定住の成果を上げる事が求められていると思いますが、町長の見解と決意をお聞かせください。

この場からの質問とします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、本議会一般質問、最後のご質問であります廣利議員のご

質問にお答えをさせていただきたいと思います。

廣利議員のご質問は、平福、乃井野、そうした佐用町が持っている資産、こうした財産の魅力を磨くとはということについてであります。現在、ご承知のとおり、ここに挙げられました、利神城、平福にあります利神城跡につきましては、御殿屋敷跡を含め、国指定史跡を目指して、その事務を進めているところでございますが、昨年度におきましては、航空撮影によるレーザーの計測調査、その計測のための支障樹木の伐採と国の専門委員会へ提出する報告書作成のための調査委員会の設置・開催などを行い、その成果等につきましては、本年2月13日に開催をいたしました利神城跡等調査報告会で、調査委員会委員長を務めていただいております藪田委員長をはじめ2名の委員から中間報告いただいたとおりでございます。

本年度におきましては、利神城跡等に関する調査報告書を、先般、本史跡の視察をいただいた文化庁の調査官に見ていただきまして、その資料の過不足・修正等の指導・助言を受け、文化庁が史跡指定に際し諮問する文化審議会の文化財分科会・第三専門調査会への事前協議として、文化庁・記念物課の中世城館研究会へ提出をしたいと考えております。

また、これらと並行して、現在、第1次指定予定の地権者へ国指定同意をいただくために、地権者ごとに土地の名寄をしており、その準備ができ次第、まず、長谷地区・平福地区の自治会長、また、地域協の役員の皆様にもご説明を申し上げて、国指定同意への理解と同意への取得の協力依頼をすることといたしております。

一方、三日月藩乃井野陣屋の件でございますが、今現在、事業といたしましては、いわゆる乃井野の陣屋にあった表門の移築につきまして、現在は、たつの市の西栗栖の西法寺の山門となっているわけですが、その西法寺のほうから、昨年度、寄附の申し出があり調査しまして、これを調査いたしましたところ、専門家からも文化的価値の高い建造物であるとの評価を受けて、今年度、移築費用を予算化をさせていただいたところでございます。

また、その移築場所についての意見を求め、これを計画を進めために、佐用町三日月藩陣屋保存整備委員会設置要綱に基づきます保存整備委員会の設置を進めているところでございますし、文化財保護審議委員会の意見を求める必要もございますので、これらの委員会への説明・意見聴取などを順次進めて、本年度中に、この移築を完了させたいと考えております。

本町の資産である数々の史跡等の活用でございますが、そうした利神城跡等につきましては、国指定後、保存・整備・活用などの方向性を示す基本構想を策定をし、また、保存・整備計画を立て修復・整備することといたしておりますし、上月城跡とか平福の町並み含む、また、乃井野の陣屋跡、乃井野の旧来の陣屋が存在した地域につきましては、そうした多くの史跡を、住民の皆さんと共有する資産、また遺産として、ここにお住まいになる。また、地域の住民の皆さんと一緒に活用することへのご理解とご協力をいただいて、町内外に広くPRすることによって、町の活性化と交流、また、滞留人口の増加につなげていきたいというふうに考えているわけでございます。

また、議員お尋ねの乃井野につきましては、陣屋町のことではないかと推察いたしますが、ご承知のとおり、平成16年に旧三日月町で策定をされました三日月藩乃井野陣屋跡整備基本構想の中の整備・保存、第1節に現状と課題、陣屋町の課題に記載されておりますとおり、陣屋町は現在住宅地であり、生活の場となっている。従って、陣屋の修景には前提として、そこに住まわれる住民ぐるみの検討が必要であると記載されており、まず、陣屋町の整備・保存に対する地域での住民皆さんの合意と、その合意に基づく地域全体での取り組みが重要ではないかと考えるところでございます。

次に、人口減少率県下ワーストワンと報じられたが、一過性のものなのか、また、これ

が定位置なのかについての、私の見解と認識についてのお尋ねでございますが、現在、佐用町にお住まいの方が、また、町外の方が佐用町に住んでみたいと感じていただけるような環境整備と、住まいの支援、また、教育支援、子育て、そして、外出支援、就労支援、さまざまな観点で住みやすい、住み続けたい、そのように皆さんに感じていただける人口減少抑制施策を展開をしているところであります。

しかし、ご指摘のように、このたびの国勢調査における人口減少率は県下ワーストワンという非常に残念な結果になったわけでありまして。

これが一過性なのか、そうした定位置と言われるのは、ワーストワンが続くのかということについての見解を問われていると思いますが、一番には、こうして非常に残念な結果になったわけでありまして、これも人口が急激に減少を続けていくということ、そのことが予測されている兵庫県内でも、そうした市町村が1つのグループとしてあるわけでありまして。当然、佐用町もその中であって、今回の調査では一番減少率が大きかったということでありまして、こうして、今後も人口が減少していくということが予測されていること、これはもう厳然たる事実で間違いのないところであります。私たちは、そういう中で、県下の中で、減少していく市町村の中で、1番か2番か3番かというところでの問題ではなくて、当然、長期的には、減少していく。それをいかに、減少を緩和していくか。また、減少していく中で、いかに、その対策を、そこに住み続ける人々の町民の皆さんの生活を維持し、守っていくか。そういうことにも努力していかなきゃならないと、そういう認識を持っております。

当然、こうした定住策、また、住環境、教育や子育ての支援、そういうことの施策を総合的に展開をしておりますので、それがすぐに効果が出てくるというのは、なかなか難しいわけでありまして、結婚の支援、そうした若い人たちが町内で、また、家庭をつくり、子育てをしていただく、子供を産んで子育てをしていただける、そうした環境をつくることによって、そうした効果というものが、当然、出てくるものと期待しながら、ある程度、中長期的な観点に立って、これからこうした施策を継続して、地道に進めていきたい、そのように考えております。

次に、資産に磨きをかけ移住、定住につなげるという考え方についてでございますが、佐用町の遺産といいますか、これまで先人が築き上げてきていただいた資産、財産につきましては、当然、他市町にもそういうものはあるわけでありまして。他市町に特に抜きに出たものはなくても、私たちは、そうした先人が築き上げていただいた、そうした遺産、資産というものの価値をしっかりと見て、見直して、活用していくことが重要であるというふうに考えております。

前段でお答えしましたように、佐用町にしかないこれら資産は、私たちのふるさととして貴重な財産であり、これから第2のふるさととなる移住者、佐用町に来ていただける人にとっても誇れる存在にしていかなければならないと、そういうふうに考えております。

次に、町長以下職員、議会、自治会長、そして民間団体の力も借りて移住・定住の成果を上げることが求められている。その町長としての見解と決意をということのご質問であります。

町として、急激な人口減少の中、その人口の増加への特効薬がない限り、町民のみんなが健康で安全に安心して健やかに暮らすことを第1に望むならば、県下で人口減少率が高くとも、町民同士、また、行政と町民の皆さんが、非常に身近なコンパクトな町行政の中で、顔が見えるネットワークなどの資源を特性と捉えて、これらを生かしながら、人口減少への対応、また、地域活性化に取り組んでいく必要があるというふうに思います。

行政職員はもとより、議会、自治会、民間団体と、そうした町民みんなの連携を図りながら移住、定住の成果を上げることは必然と考え、現在、それぞれの立場でご協力をお願い

いしているところであります。

例えば、本年度から地域おこし協力隊も配属し、マンパワーも少し充実させていただきましたし、地域で活躍される移住支援団体とも定期の情報交換会も行い、連携を深めています。

空き家バンクについては、移住の受け皿としてさらに充実を図るため、仲介業務の宅建協会への委託、また、自治会長さんには利活用空き家の発掘をお願いをし、地域ぐるみで空き家を活用した移住支援及び地域の活性化を図ろうという取り組みを進めているところでございます。

いわゆる、地方創生が叫ばれている、この時代、今後とも必要に応じた連携や各種施策を実施をし、町民の皆様には活力と安心と、それを実感していただけるよう今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議員皆様方のご支援とご協力もよろしくお願いを申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） まず、前提として、資産を磨く、魅力を磨くということは、要するに魅力、資産が倍加するというか、それは、住民の皆さんにとっても、あるいは観光客の皆さんにしても、移住希望者にしても、そういうところがあるということが資産を磨くというか、魅力を磨くということというふうに思うわけですが、結果として、それは何を目的と、そのことが何を目的とするというところについては、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） お答えの中でも述べさせていただいたと思うんですけども、ある物は限られている。これを磨くということは、資産を倍加というのは、その価値を高める。これは客観的な価値ですね。まずは、高めていく。これは、少なくとも、そこに住む人たちが、まず、そういう、これまで先人が築いてきていただいた、残された今あるもの、これを改めて、そうした文化財的な価値、また、町の歴史的な価値ということとして、これを再認識をしていただく、そのことと同時に、対外的に町外から、外から見た時にも、その価値というものを、評価していただけるようにしていかなきゃいけない。そうならないと、それは、あくまでも今までと変わらない、埋もれてしまったものになってしまうわけです。

ですから、廣利議員も、この磨くということについて、その価値を高めて、じゃあ、何を目的にするのかというのは、私も廣利議員も同じ気持ちだと思うんですね。これによって、この町の魅力、地域の魅力、そういうものが高まることによって、対外的に、そのことに対して皆さんの関心が高まり、いわゆる1つの史跡であれば、それが観光として、観光の資源、また、交流の資源として、皆さんに来ていただいて、それによって、地域がまた活性化するとか、また、定住する人にとっても、そういう歴史なり資産があるという価値のあるところで、そういう町で生活をしたい。そういう町を誇りに思って生活をしたい

というような気持ちを持っていただく。

そうした中で、最終的には地域の人口増にもつながり、また、それによって経済的な面、また、町のにぎわい、そういう面でも、それが寄与していくという、そういうことにつながっていくということが、1つの価値を磨く目的ではないかと思っております。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） まさに、例えば、ここに挙げている、例示している、その平福の住民の皆さんが、平福に住み続けたいというところと、乃井野の皆さんも、今後も乃井野に住み続けたいというところが、まず1点だろうというふうに思うんです。

それと、町長も触れられましたように、私もそう思います。その観光客の方と移住者の方と価値を高めながら魅力ある町というところをアピールする。そのところが、やっぱり磨く、奉って飾って資産を磨くという方法もありますけれども、でも、やっぱりこれは、使っていった魅力を高めていくというところがありますので、実際的にもわかりませんが、実は、観光客の方に来ていただきたい。単刀直入に言えば、そうだと思うし、移住希望者の方が魅力を感じていただくというところだというふうに思うんですけれども、平福、乃井野に関しては、今、平福については、文化庁の審議会のこれからの予定、あるいは若干、全体構想というところまではいきませんが、触れていただきました。

それで、そのところが、私は、前の議会でもお話ししましたように、利神城跡、御殿屋敷跡、宿場町の町並みというのが3点セットだというふうに思いますし、景観保護と、この広い範囲を、どれだけ保護していくかというところが、大事なところではないかなというふうに思うんですけれども、その中で、やっぱり平福の方が危惧されているのは、そのところが、実際に住み続けたいというところについて、例えば、空き家、空き地の問題、それから放棄田の問題。後ほどまた、触れますけれども、あるいは太陽光パネルが宿場町の保護地域内に増えているところが、その全体の構想の中で、それは相反するのではないかなというところが、やっぱりあると思うんですね。そのところについては、町長、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、例として、いわゆる、そうした長い、歴史的なものを保有している、持っている町並み、町、地域として、平福。三日月藩の乃井野。そういうところが、今、2つ挙げられてきておるわけです。

それで、今、廣利議員もお話のように、決して、そこには、いわゆる、その残された資産、史跡とか、建物、建造物、その1つだけで何か飾って、それを拠点となる、中心となる、全国からでも注目を浴びて来ていただけるようなものはないわけですね。

それで、そこには、ずっと長く、代々生活をされている、現在も町民の方、住民の方の生活というものがあるわけです。

でも、そういう中で、そこに住む人たちが、自分たちの住んでいる、例えば、平福であれば、平福という、当時、利神城も昔あったけども、その後、ずっと江戸時代の中で、宿場町として整備がされてきて、町並みとして景観が残ってきた、残してきた、これは、残

してきたという部分と、残ってきたという時代の背景があるわけですが、そういうものの価値を、改めて、これを見なおして、みんなで、こういう景観を残していくことが、自分たちの地域の誇りでもあり、そのことが、地域の皆さんの生活環境として、よりよいものになるんだという思いで、平福というのは、30年以上にわたって町並み保存という取り組みを続けてきたわけですね。

それは、地域の皆さんと一緒に町政としても、その思いを共有して、さらに行政としては、そこを地域の町のいわゆる観光の中心、拠点にもしていこうと、そのために、それまでになかった道の駅をつくったり、当然、新しい時代の中で、智頭急行が走りましたので、そこにああした智頭急行の駅なども、地域の景観にあったものにして、つくっていったと。そして、道路を整備し、そして町の中に、また、少しずつ皆さんが、来ていただいた方々におもてなしができるような、そういう商業施設もつくっていかうと、こういう長い取り組みを進めてきたわけです。

しかし、そうは言っても、やっぱりここに住んでおられる方々が、みんなが全ての方が100パーセント同じ気持ちで、なかなか、これを、こういう事業と一緒に協力していこう。また、自分の生活面については、個人的な面については、二の次にして、外に置いて、まず、全体を考えようというわけには、なかなかいかないわけです。

だから、これまでも町並み保存として修景をしてきましたけども、でも、その修景も緩やかな規制でやってきたわけですが、それでも、条例なり、また要綱に沿わないような事業も、個人でもされてきた。これも事実なんですね。

ですから、こうした、特に町並みという面的な広がりを持ったものを、1つの全体の住環境なり地域の環境として整えていく、保存し、また、さらにこれを観光とか、地域のそうした拠点、資産として、これからさらに磨きをかけていこうとした時に、やはり少なくとも大方の住民の皆さんが、そこに住む方々が、そういう協力をしようという、その気持ちを、思いを持っていただかないと、これは、なかなか個人の財産、個人の権利とか、そういうものが全てが優先されてしまうと、なかなかできないということになります。

だから、太陽光も、その中に設置もされた。これについても、その要綱をつくった時には、こういうものがつくられるとは、なかなか誰も、想像が私らもできなかったですけども、その後、30何年の間にも、家が空き家になり、危険空き家になり、場所によっては全部撤去されて、撤去せずに危険なまま残っているところもあるんですけども、ああした空き地が、どんどんたくさんできてきた。その活用なり管理として、そういうものも時代の中で設置をされるということも、一方では、これも理解もしなきゃ仕方がないという部分もあるわけです。

ただ、そういう中で、さらに今度は、今までは町並み、平福の街道筋、そういうところを中心にこれまで進めてきましたけれども、改めて、その元になってきた、利神城跡、そして御殿屋敷、そういうところが、今まで、ほとんど手つかずにあったわけです。

そういうことも、今度は、その範囲に入れて、こうした史跡に指定していただきながら、さらに地域の魅力アップをしていこうということで進めておりますので、まず、平福の皆さんも、その思いは大方の方は、みな持っていただいております。

そういう意味で、乃井野においても、陣屋門というものが、旧町、三日月町で復元をされましたけれども、その後は、ほとんど何もないという状況です。

そこに新たに、今度、歴史的な、残された三日月藩に由来する表門と言われるものが戻ってくるということが生まれたわけです。それは、やはり、このチャンスとして、これを活用して、少しでも、この今までの陣屋を中心にした三日月藩のこうした史跡を住民の皆さんも改めて価値を認識していただきながら、地域で、どういうことで協力していけるのか、また、地域をどのように活用していけるのかということ、このことは、地域の皆さん



が、まず中心になっていただき、そこにいろんな団体、そして行政が入って考えていくということ、こういう取り組みを、まず一つ一つ進めていくことが重要だというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 平福の住民の皆さんと、それから、乃井野の住民の皆さんと行政と、力を合わせてやっていくということについては、当然、そうだというふうに思います。

少し、具体的なところを、全員協議会でも少し触れられたんですけども、平福利神城跡の国指定というところに向けて地権者同意という話がありました。答弁の中でもありました。

その範囲、要するに御殿屋敷跡、それから利神城跡、あるいは宿場町というところまで含むのか。

あと、スケジュールについては、どういうスケジュールを今後お考えなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 教育委員会の担当のほうから、後ほど、細かいスケジュールなりはお答えさせていただきますけれども、そうした現在の史跡のそれぞれの土地を持っておられる地権者の皆さん、まず、史跡を指定をすることについての同意をいただかなければならない。

これも、これまで全域、じゃあ、どこまでそれを、範囲でするのか。その範囲といっても、残されたものを調査していけば、非常に広範囲になります。

そういうことで、今回のそうした同意につきましては、当然、今後、整備をし、また、活用していくのについても、重要な部分は当然入るというふうに思っておりますし、ただ、山の裾野の反対側のどこまでもというわけには、なかなか、そこまで最終的に史跡の整備をすることも難しいと思います。

文化庁のほうでも、そのへんは現実的に、現地の状況を見て判断をしていただければと思っておりますし、もう1つ問題は、今、廣利議員がおっしゃった宿場町のほうの川から、いわば西側、その部分も、そうした同意をとるのかということなんですけれども、それは、私は、現在では無理だと。無理というのか、今回の利神城跡としての史跡には入らないと。

ただ、町としてと言いますか、平福全体の歴史的な、また、いろいろな整備なり、地域としては、当然、長い歴史ですから、その中にお城のあった時代、そして、宿場町として、また、物資の集散地としての商業地域、そういう形でのものは入って来るんですけども、今回の史跡には、そこは入らないというふうに、私は思っておりますけれども、後は、教育委員会、担当のほうから、そこはきちっと、専門的に答えてください。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） それでは、まず、町長がだいたいのごことは、おっしゃっていただいたわけでございますけれども、指定範囲としましては、この山城と、それから御殿屋敷跡が中心になってきます。

例えば、中世のほうからいきますと、別所の構、構えですね。このへんとか、利神城跡については、中世の城と近世の城と重なっているところがございますが、今言いますように、利神城跡、今の国指定の考え方からしますと、山の山頂部分だけではなくて、一応一山というような形で指定をしていくというのが、今、文化庁のほうの考え方になっております。

それから、御殿屋敷、これは今、駅のほうから見ますと、ちょうど北のほうに向かって、石墨なんかも南石墨。それから、智頭線の北側の北石墨なんかございますけれども、そのあたりを第1次の指定範囲といたしたいというふうに考えております。

宿場町のほうにつきましては、町長がお答えになったとおりでございます。

それから、スケジュールでございますけれども、前にも概略はお知らせをしたんですが、昨年度につきましては、町長の答弁にもありましたように、国指定の事務を進めるための行為の同意ですね。事務を進めてよろしいですよという行為の同意を、例えば、主要部分、山頂の部分にかかる地権者の方、それから石墨付近の地権者の方、当然、その付近では、支障樹木の伐採がございましたので、それとあわせて行為の同意をとらせていただいた。

それで、今度は、いよいよ、今、先ほど申し上げた1次指定予定の範囲を国指定をしてもらいますよ。国に指定してもらいますよという指定同意でございます。

そのために、その範囲の、今、地権者のどなたが、どここの土地を持たれているという土地の地権者ごとの名寄せを、今、いたしております。それが、いっぺんには、なかなかできませんので、ですから、順次、それを進めながら、また、地域へお願いせないかんことなんですけれども、第1次的には、今月中には、その名寄せが半分程度はできるというふうに担当者からも聞いております。

ですから、その対象地区の町長がお答えになりましたけれども、まずは、自治会長、それから、地域協の役員の皆さんにご説明を申し上げて、そしてまた、国指定同意の取得のご協力もいただきたいというふうに思っておりますし、当然、地権者の方にも説明も必要になってこようかと思えます。

当然、指定をされますと、幾ばくかの制約もかかってくるわけでございますので、そのへんもしっかりとお知らせをした、説明した上で、同意をいただけるようにしたいというふうに思えます。

こういった同意取得が、やはり同意いただけないところもあろうかもしれませんけれども、今年いっぱいぐらいは、どうしてもかかるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、町長の答弁の中にもございましたけれども、調査書ですね、この調査書を、また文化庁の調査官のほうに、この6月に県と一緒に文化庁を訪れて助言、指導をいただくというふうに思っております。

そのへんの資料が、調査書が、そういった助言、指導をいただきながら、完成するのも、順調にいけば、だいたい今年中ぐらいじゃないかなと思っております。

後は、当然、その調査書を中世城郭の研究会のほうへお出しをし、また、文化審議会の第3調査会のほうに見ていただきながら、この指定ということになりますけれども、当然、指定は文化庁のほうで判断をすることですので、こちらが、いついつまでにしていただきとか、どうですかということ、なかなか言えないところであります。

一旦、そういったことで、今、順次、進めているところでございます。以上です。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） ちょっと、その全体像が同意の範囲ですけれども、人数、例えば、相続人とかありますよね。そうすると、結局、名寄せということでもいいんですね。  
それが、今月中に名寄せの半分ということは、それは総数で、数にするとどれぐらいの数なんですか。あるいは、全体像。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 指定同意にあたりましては、今、私どもが県のほうから説明を受けていますのは、これ土地の売買とかじゃありませんので、例えば、その相続、お亡くなりになられて、幾らかの相続人がいらっしゃるという中にあっては、その代表の方に同意をいただくというような方向で、今、考えております。

当然、何人かいらっしゃる方の中のうちで、反対だというような方もあるかもしれませんが、そのへんは、しっかりと説明をしてご納得をいただきたいというふうに思っております。

まだ、全体像は、筆数等はつかめておりませんが、だいたい 400、500 ぐらいになるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 乃井野のほうは、町長のほうから、今年度中に表門の移築というところと、平成 16 年の基本構想ということに基づきながら、今後の整備というか、整備委員会も行われ、文化財の審議会がこれから行われるということなんですけれども、私も、実は、武家屋敷が 6 軒残っておりまして、所有者は奈良の方がお 1 人、それから、明石の方がお 1 人、たつのが 1 人、明石の方は 2 軒所有なんですけれども、あともう 1 軒は、1 人は今、三日月にお住まい、今、武家屋敷にお住まい。それから、もう 1 軒の家は、三日月にお住まいなんですけれども、ちょっと傷みが激しい。その 4 軒の空き家については、利活用含めて、申し出をしたら、皆さん、実は、快く OK というふうに言っていました。

それで、実は、残念なのは、町長もおっしゃってましたように、平成 16 年以降、何らのアクションというか、保存に向けた行動がされなかった。実は、もっと前から、20 年、30 年前から、そういう計画があつたんですけれども、この武家屋敷、人によると、これだけ固まって武家屋敷があるというのは、めずらしいんだと。だから、それは、保存をしていくというところを、私、考えたほうが。そのことが、実は、過去に何度も役場から、そういう申し出があつたと。保存、修復と、だけど、具体的にはされないままになってしまった。

それで、奈良の方が持つておられる武家屋敷、今回、古文書が出てまいりました。

それから、明石にお住まいの方、2 軒所有なんですけれども、蔵がありまして、こども

古文書がそのまま出てまいりました。

それで、その調査も実はされないままで、申し出は、過去何度か所有者の方が言われているのは、この覚えている限りでは、3回ぐらい申し出があったんだけどもされないままでと。それで傷んできている。

今回、利活用の申し出をした時に快く了承していただいて、使ってくださいとおっしゃってますんですけども、そのやっぱり表門の今回の移築は、それはそれで、やっぱり返ってくるということについては、やっぱり嬉しいことではありますけれども、あまりにも時間がたちすぎて、ほかの武家屋敷とか、あるいは、もうなくなってしまった武家屋敷があったりするところについては、やっぱり魅力、資産というところでは、何とか、今、手を打つ必要があるのかなという感じがするんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こうした、つくられた物、建造物、これは当然のことながら、時間がたてば、それだけ、ドンドンと傷んでいきますし、寿命もくるしということです。人のつくった物は、全て、そういうことになるわけですけども、これをずっと後世につないでいく、そのやり方として、その建物単体が、いわゆる重要文化財だとか、国宝だとかいうものであれば、それだけを保存して修理しながら、木造の建造物でも1,000年、1,500年というふうにつないでいくわけですけども、なかなか一般の民家と言われるものは、そうした古い物が残っていないというのは、それを維持していく、これを維持していくためには、ただ単にそこに修復したり、解体して保存するだけでは維持できなくて、利用、活用されて、初めてそれがつながって維持されていくということだと思えますね。

それで、確かに、私も廣利議員からお話をいただいて、乃井野の武家屋敷として、当時の江戸時代から、そのまま現在残っている、一部いろいろと改造もされていましたがけれども、そういうところを見させていただきましたがけれども、相当、当然、住まわれていないし、住まわれている家も1軒あったんですけども、傷みが非常に激しいですよ。

だから、こういう建物、建造物を、これを保存するだけじゃなくて、これを何か活用する。活用することによって、また、その保存するための、修復するための相当の経費です。予算、こういうものを、どう生み出していくか。つくっていくかということ、このことが、これ非常に大変、大事だと思うんですね。

私の、先ほど言いましたように経験からして、旧平福の町もそういう状態にあったわけです。武家屋敷は中にないですけれども、当時、宿場町としての、ああした街道、景観が残っているところというのは、全国には、たくさん、いろいろあるんですけども、その中で同じように、やっぱり非常に古い歴史があって、あれだけの町並みがずっと連担して残っているところというのは少ないし、その価値という中で、皆さんに、住んでいる方が、やっぱり中心になって、それに対して、行政としても、その修復なり、景観形成に協力いただける形に対しての補助金制度をつくったりして、取り組んできた、それも30年以上取り組んできたわけですね。

ですから、今回の言われる三日月藩の乃井野の陣屋、武家屋敷跡ですか、あそこは、当時の絵図から見させていただいても、ほとんど土地の形としては、全部昔のまま、道路が拡幅されたりされてりしている部分はありますけれども、屋敷の区画図、区割りというのは、ほとんど変わらないまま残っていますよね。その中に、当時の建物そのものが、いまだに残っているということなので、あれだけまとまって5軒、6軒が残っているところと

いうのは、なかなかどこにもないということは確かだと思います。

ただまあ、それをじゃあ、持ち主、持っておられる方も、もうこちらにおられない。建物をそのまま活用していただけるんだったらという、そのお気持ちで言っていただけなのは、本当に快く、一緒に、持っておられる方も先祖からつないできたものを、何かに活用していただければという、そういう思いをお持ちなのではないかと思うんですけれども、じゃあ、それを具体的に地域として、地元として、何にどういう形で活用していくのか、ここのところが、当然、一番、重要なことであると思います。

ちょっと、話戻りますけれども、その表門にしても、今年度、町としては、5,000万円からの予算を計上させていただいております。

ただ、これは建物そのものが、文化財的な価値が高いと、旧三日月藩の唯一、言えば、しっかりとした残っている建物としては、ほとんどほかにはない建造物であるという、そういう観点から、建物そのものに対して、保存をしていこうということでは、取り組んだわけですけれども、ただ、これを、また、元の場所に戻していくといっても、元々建っていたところに戻すということには、今、道路も拡張されたりして、できないと思います。

でも、どこへ、どういう形で移築するのか、このことが、私は非常に大事だと思います。

ということは、そのことによって、後その建物を、どう活用するのか、管理をして活用していくのか、そういうことが、非常に大きく関係するわけなので、こうした委員会にも早く諮っていただいて、ただ、持って返ってきたらいいんだという話ではなくて、今、廣利議員がお話、あるようなことも含めて、改めて、三日月藩、旧乃井野のそうした陣屋門を含めた武家屋敷当たりの今後のあり方、このあたりは地域の皆さんの1つの大きな、これから、自分たちの住宅地として、住宅として使われているわけですから、その人たちも含めた中で、やっぱり基本的な合意形成は必要ではないかなと思っております。

それで、今年、予算化しているんですけれども、相手のほうのお寺のほうは、当然、廃寺になるということで、そちらのほうの期限と言いますか、いつ持って返ってほしいという期限も確かにあると思うんですけれども、私は、しっかりとそここの話を皆さんの合意と計画をつくってからでない、移築を急いでして、どこにでもという形では、これはちょっと、後に禍根を残すのではないかなというふうに思っております。

だから、予算化はしておりますし、これは財源としては、過疎債をお願いをしているんですけれども、そのへんは、もし、今年、そういう合意形成なり計画ができなければ、そして、相手方のほうも、それでご同意いただけるんだったら、何も、その今年中にじゃなくてもいいんじゃないかなという思いは、私は持っております。そのことは、一言、つけ加えさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 武家屋敷の所有者の方、先ほど言いましたように、奈良在住の方と、明石在住の方と、たつの在住の方と、それから三日月在住の方、それで、もう1人は、今、住んでおられます。

それで、それぞれの所有者の方、三日月在住の方除いて利活用については、快く了解もいただいているわけですけれども、私、教育長に、ちょっとこれはお願いというか、武家屋敷の裏に蔵があって、先ほど触れた古文書がそのままにある。私は、わかりませんが、価値があるものなのか、どうなのかわかりませんが、蔵が傷んでますので、雨漏りは、まだしてないんですけれども、傷む可能性があります。そのあたりの早急な対

応というのは、何かとれませんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 蔵に古文書とかがあるという話を、私自身が、今、初めて聞きましたので、今後、また、係の者と検討していきますけれども、基本的には、所有者がこうしてほしいと。要するに、寄贈しますというようなことになるのであれば、また、話が違ってくるし、いやいや見るだけ見てほしいんですということ、また、話が違ってくるのではないかなということをおもいますので、そのあたりを、もう少し具体的な形で進めていただければありがたいかなというふうには思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） じゃあ次、資産を磨きながら、魅力を磨きながら、日本全国というか、日本中が人口が減っているわけですから、人口を増やすというのは、なかなか難しいというふうに思うんです。

それで、昨日の同僚議員の質問に対しても、町長がおっしゃってましたけれども、合併後で確か佐用町 3,500 人でしたかの減少。そこで、自然減という話でしたけれども、社会減というか、逆に社会増もあるわけですが、そのあたりを含めた、これからの考え方というか、ビジョンとか総合計画とかにも若干触れておられますけれども、それについては、どういう認識でしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これからの考えというのではなくて、現在の減少している状況、要因を分析すると、当然、ずっと高齢化が一気になって、そして、高齢者、今一番ピークになってきている。そういう中で、それぞれ年齢的にお亡くなりになる方が、当然、多い。今の状況を見ていただいても、毎月の広報で亡くなった方のお名前と、また、佐用町で生まれてきた子供たちの差というの、これがだいたい年間で約 200 人以上の差になっているわけです。

それと、もう 1 つは、当然、社会減というのが、一方ではあります。そういうのを、当然、自然減というだけではなくて、社会減も、社会増になればいいんですけれども、それを補うだけの社会増があればいいんですけれども、逆に社会減のほうもあるわけです。

それは、学校卒業なり社会へ出ていく若い人たちが、どうしても都市部への就職をされているということ。

それと、ここには、やはり子供たちの教育とか、いろんな生活という観点から、町内からよそへ、町外へ家を求められると、町内の中にも、そういう現象は大きくあるわけですね。佐用町、広がって合併してあれですけども、当然、駅に近いところに、また、学校に近い、買い物に近いところへ、いわば佐用町内という周辺の集落から、そこへ家を建

てられると、そういう現象が、今、佐用の中でも、高校のあたり、それから上のほう、あのあたりにたくさんの方が、減少していると言いながら、家が次々と建っているという。

でも、全部の人がそうしていただければいいですけども、その中には、たつのほうに建てられたり、姫路のほうに建てられている方もいらっしゃいます。

そのへんが、今の現状の分析でありまして、そこを、どう対策をして、それを少しでも緩和していくかということになります。

ですから、自然減の分については、これは、人口的に高齢者人口も、これから、ほんなら少しでも長生きしていただいたり、元気で過ごしていただく。でも、それは誰でも人間寿命があります。

でも、後のここに次の世代を育てて行かなきゃいけない。そこには、少なくとも、子育て一生懸命いろいろと政策をつくっても、まず結婚をしていただかないと、なかなか、そういう環境が生まれない。

ですから、一番根本、中心なのは、必要なのが、今、町内に在住されていても、結婚をされていない若い人たちを、いかに早く結婚していただけるかというようなこと。このことも1つの具体的な1つの取り組みとしては、進めていくということです。

ただ、そのことだけじゃなくって、これは1つ1つ言えませんが、いわゆる総合的な対策を続けていくしか方法はないと。最終的には、そのことになってしまうかと思えます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） ちょうど、今この広報が、各戸に行っているところだと思います。

私も欠かさず、この戸籍の窓口というのを読むようにしているんですけども、今回、6月号で見ると、これ4月18日から5月17日の届出分ということで、出生数が4名です。それから、死亡が24名。ですから、死亡から出生数を引いたマイナス20名というのが、これ自然減。

それで、転入が28名。それから転出が46名と、そうすると、この差の18名が社会減ということですね。

それで、実は、兵庫県が出している資料がありまして、県下の市町ごとの自然増減という形で、これを見ると、びっくりしますけれども、神戸市も人口がマイナスということですね。

それで、実は、出生数が死亡より多くて、だから自然増ですね。それから社会増、転入が転出より多いというところ、兵庫県下で幾つあるのかなと、実はこれ、2つか3つしかない。西宮とか伊丹とかしかないという状況ですね。

それで、社会増のところ、これは、要するに町長も言われましたように、自然増というところについては、なかなか一朝一夕にいかないところがありますので、特に合併10年で3,500人減ったということについては、これは終わった10年でありまして、これからの10年と考えた時に、政策として、やっぱり何が足りなかったのか。何が不十分だったのか。いうところが、やっぱり必要だというふうに思うんです。

それで、これからの10年というのが決まってくるよというふうに思うんですけども、そのところについては、町長、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 確かに、数値的なデータとして、はっきりと、そういう結果が出ているわけです。

ですから、そのことが、なぜかということの分析、これは先ほどの自然減とか社会減、大きくは、その中で、さらに何が足りないのか。

ただ、それぞれに対しての、当然、ご存じのように、対策なり施策は打ってきております。

でも、そういう中で、どんな施策をしていっても、なかなか、まず、それぞれの大きく減少している佐用町が、それは一番と言いながら、同じぐらいな減少をしている町というのは、やはり佐用町と同じような状況下にあると。それは、ある意味では、そういう今の社会、日本の社会の中に置かれている社会現象、状況が、そういう現象に歯止めがかからない状況にある町が、そういう条件下にあるということも、これは言えると思います。

だから、幾ら、例えば、子育てをして、支援をしたり、教育やそういう環境を整えてしても、結婚されて、そういう子育てをしていただいている方においては、それだけの経済的な負担が軽減がされる中で、今まで1人の子が2人、3人と、かなり家庭においては、子供をつくられる方の数というのは、私は、増えているというふうには思います。

特に、結婚されている方の家庭を持っておられる方の子供だけの出生率から言えば、多分、2以上の状況になっているのではないかなというふうには思うんですね。

でも、先ほど言いましたように、施策の中で、どうしても難しいのは、個人的な、今は、そういう時代の中で、個人のプライバシーなり、個人の権利が非常に高い。そして、当然、一人一人の生活というものが、安定をしていく中で、結婚をしない。選択をしない。そういう若者が非常に増えている。

だから、今、多分、佐用町内でも、いわゆる結婚をされていない人との比率から言えば、本当に半分近い人が、ある意味では結婚をしていない状況にある。

例えば、半分の人がしていなければ、幾ら結婚された人が3人子供産んでも出生率は1.5にしかならんわけですね。

ですから、そのあたりが、非常に行政、町として、なかなか政策として、施策として対策を打つ、打ち方が難しいという。

ただ、これまでは、その部分については、なかなかそこへ、踏み込めなかったのを、これは県下どこでもそうなんですけれども、やはり、そう言っても、これでは、出生率が上がってこないということで、県でもああした結婚支援員とかいうようなものを、相談所なんかも県も設置もされました。佐用町においても、そうした縁結び支援員を置いたりというところに、やはり今、踏み込んでいるわけなんですけれども、後は、交通の問題でも申しあげましたけれども、ある程度、こうした便利に、当然、これまでと比べて都市部から時間的な距離を近くする。そうした、いわば住民の皆さんの生活にとっては、利便性が高まったわけなんですけれども、利便性を高めれば高めるだけ、逆な効果も出てくるというところ。これは、やむを得ないところだと思います。

このあたりを、今後は、さらにその利便性を活用して、都市と比べて、一人一人はどこと比べて、どこを選択するかというのは、個人の皆さんの選択自由ですから、価値をどこに求めていただけるか。こちらに住んで、都市部へ通勤をするというようなことも、可能な、昔と比べれば、もっと自由に通えるようになってますから、佐用町に住んでいただいて、なかなか、その人たちが希望する企業、勤め先というのはない場合でも、よそに勤めても佐用に住んでいただけるというような、そういう環境をつくっていくとか、そ



ういう面で、これから改めて、佐用町の定住策というのを、まず1つは、取り組んでいかなきゃいけないだろうと。

それと、廣利議員も言われるように、佐用町に住んで、定住をしていただくと。それには、1つは資源として、農業や林業、こういう面での仕事を求めて、また、仕事に対して、興味を持って、そこに生きがいを持って住んでいただける人をつくりだす。そういうことを進めていくしかないというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 先ほどの兵庫県の市町別自然増減、社会増減という資料によりますと、27年1月1日、それから、28年1月1日の対比なんですけれども、これ佐用町の場合の資料と若干違うんですけれども、基準日の違いなのか、佐用町の場合は、27年1月1日と28年1月1日の状況で見ると、人口の純減が355人、自然減が222人、それから社会減が133人になっています。

それで、策定された、この地域創生 人口ビジョン・総合戦略という中では、数値目標が、実は、社会減の緩和という形、これは地域創生の基本目標という中に、数字が実は上がっています。

それは、平成27年から平成31年の平均でマイナス53人と。今、先ほど言いましたように、27年、28年の状況でいくと、マイナス133人というのが社会減。それを27年から平成31年の平均で、マイナス53人。だから、要するに80人の改善と、80人を社会増するということですね。そういうことですね。

だから、その柱は、どこのあたりに、27年から31年ですから、始まっているわけですし、お考えはいかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 計画として、今後、人口ビジョンをつくる中で、どこにその数値目標を置くか。このへんは、非常に議論を中でしたところであります。

それで、実際にもっともっと県なんかの人口予測、そうした人口統計等を見ると、急激に減少していくだろうという予測はされています。

これは、他の市町も同じような状況のところが多いんですけれども、けれど、佐用町として、1つのやはり、目標値として、どうしたって自然減については、なかなか、そこは改善するところはない。ただ、自然減についても、先ほど言ったような政策の中で、何とか子供をたくさん、皆さん結婚して生んでいただけるような、そういう施策も片方進めたい。

それと同時に、社会減、社会増、ここのところを改善をしなければいけない。そういう目標をつくって、それが町の施策として、ある意味では、まちづくりなり、町の活力を維持していく原動力にしていく必要があるかということで、先ほどの数値というものを打ち出しております。

当然これは、当初から甘いものではない。非常に厳しい数字だということはわかっているながら、その数字を上げております。

現実、早1年たつと、なかなか、それが数字として大きな差が出てきていることは認識しております。

だから、これをいかに取り戻していくんだというふうに言われても、なかなか、そこに先ほど言いました、いろんな施策を積み重ねていくしか方法なくって、これをやれば、その数値を取り戻して、目標が達成できますということを、私は、言えるだけのものを実際、当然持っておりませんし、なかなか職員みんなが、そういうことに力を一生懸命、いろいろと何をしたらいいかということを考えながら、それも先ほど言いましたように、廣利議員も同じように、皆さん方、町民皆さんの協力をいただいて、町のある意味では総力の中で、何とか町のそうした活力を維持していくということで、取り組んでいく。このことを申し上げるしか方法はないと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） もとより、私は、町長1人を責めて追及しようというところは、全くありません。

これは、やっぱりこぞって役場全体、幹部職員一体になって、議会も自治会も、当然、やっぱりそれは取り組まないといけないというふうに思うんですね。

それで、実は、全国を見ると社会増を図れたというところが、かなり出てきたんです。これは、同じように子育て支援とか、いろいろな取り組みがあったところがそうなんですけれども、遠い県ではなくて、兵庫県の中でも、実は出始めてきている。

但馬、西播磨、同じように人口減少がと、同じくくりでは実はないと。私は思います。

1つ例を挙げますと、神河町は、何べんも取り上げますけれども、この人口ビジョン・総合戦略、これは神河町も当然策定しているんですけども、神河町の社会増減の目標は、プラスマイナスゼロなんです。それで、先ほどの27年1月、28年1月の対比で見ると、神河町が実はマイナス10人なんです。だからもう、手に届くところまで来ているんですね。

だから、これは、私は、政策が、近隣の市町が同じということじゃなくて、差がつき始めていると、私は、そういうふうに認識をしています。

神河町が資産を磨くということからすると、観光から定住へという形の中で、多分、近いうちに読売新聞で取材があったということなので、記事になるというふうに聞いています。

ススキで有名な砥峰高原、これは、映画のロケ地にもなりましたし、大河のロケ地にもなった。それで、そういうところから、来年、再来年でしたか、スキー場を町がオープンさせる。さらに集客、観光客を呼び込む。

それから、移住というところからいくと、前から言っているように、10年近く移住相談員というのを各集落に置いている。それで、今回6月1日着任なんですけれども、移住コーディネーターというのを全国から公募しまして、着任したと。彼は、何をするかというと、27歳の彼は、要するに空き家バンク登録されているところがあります。佐用町と同じように、今度、民間の不動産業者3社ありますけれども、そこの調整をやるという話をしていました。まさに、それが仕事なんですということで、言っていました。

それで、宅建協会との協定が今回結ばれたということなんですけれども、それは、どういう効果が期待してというか、いこうでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） 今、兵庫県宅地建物取引業協会との契約締結について、どういうメリットがというお話しですけれども、過去にうちのほうに、バンクに登録がある方につきましては、例えば、詳細売買価格がわからなかったり、それが不明瞭だったり、オーナーさんの価格と、それから希望価格と、それから、今度は逆に買われる方の希望価格とが、価格が不適切というか、売る側にしてみれば、高く売りたい。買う側にすれば、安く買いたい。もしくは、賃貸の場合も賃貸契約、当然、結ぶわけなんですけれども、その賃貸契約の詳細のことがわからない。というのが、今までのデメリットとしてありました。

これを専門の業者に入っていただくことによりまして、そのへん、貸す側も借りる側も売る側も買う側も、そのへんが適正価格、もしくは適正な契約内容というふうなところが一番のメリットというふうになっております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 走力を上げてという中では、自治会長会、5月 25 日に依頼をされてということがありまして、その内容と、その後の反響について、ありましたら、ちょっと教えていただきたいと思えます。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） お答えいたします。

自治会長会にお諮りしました。その中で、今現在、8つの自治会から回答がありました。そういう状況の中で、空き家については、58軒。8つの自治会から58軒空き家があるよということでご報告を受けております。

その中で、適正な管理をされているのが43軒というふうな形で報告は受けております。

今後、これら自治会のほうからも、ドンドン報告が上がってくると思えますので、うちのほうのマンパワーを駆使しまして、現場確認なり自治会とのお話を進めていきながら、バンクのほうの登録とか、そういうようなニーズ調査のほうを進めてまいりたいと思えます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 私は、こういう話になると暗い話になりがちですけれども、私は、その社会減の緩和の数値目標のところのマイナス 53 人というところについては、町長、どうぞ旗をおろさないでいただきたいし、全力を挙げれば、これは私たちできるというふうに思います。

それは、なぜそうなるかという、体制が整いましたから、全力でやっておられるのはよくわかります。

だから、私は、神戸の移住相談会にも行きましたし、それは本当に必死でされています。

だから、それは、そうすることによって波及効果は出てくるし、その年が変わりまして、佐用町を目指す人というのが増えてきていると、私は、実感で思います。

だから、その中では、この数値目標は高い目標ですけれども、80名の社会増ということについては、30軒から40軒の方の移住を、移住だけではないんですけども、そういう形でするなら、これは可能な数字ですから、これはぜひ、ここを全力で取り組む必要があるのかなというふうに思います。

それで、移住相談会、あるいは定住対策室が、本当にいろんな取り組みをされているということについて、ほかの自治体から、逆にやっぱり聞きたいという形で、私も聞いたことがあります。だから、これは実際に移住相談会に行って、佐用町の資料がそろっていないということだったら、翌月の時に、その資料をそろえて、求人情報なんかをそろえて、早速移住相談会に間に合わせるというような形もされていました。

それは、ほかの市町が、たまたまその時に参加された市町は、やっぱりそれは参考にしたいという話もされています。

だから、やっぱりそういう体制が整って、去年までは、それができなかったわけですね。だから、でき始めているというふうに思いますし、それは、ぜひ、そういう形で続けていけたらなというふうに思います。

それで、観光客を迎え入れる、移住希望者を迎え入れるという中で、1つ、昨年、実は、大阪の高校生、英語を学ぶ高校生たち40名が佐用へ来てくれました。それで、夏に日帰りで帰りまして、冬に一泊で天文台に泊まりました。文化祭、秋にありまして、佐用の産品を発信をしてくれたんです。あるいは魅力を発信してくれた。英語を学んでいる学生なんですけれどもね。

それで、実は、今年の8月の11日、12日、長谷の小学校跡、実は、全国の英語を学ぶ先生たちが、長谷小学校に集まる。それで、さらに、佐用をアピールする。我々は、何の依頼もしてない。

それで、ひまわりの油を文化祭で売ったら売り切れてしまったと、そういうアピールをしてくれている。

今度は、生徒だけではなくって、全国の英語の先生が、今度、集まる。これについては、地域づくり協議会の長谷の協議会の皆さんが、積極的に、いろいろ協力をしていただきまして、迎え入れをしてくれました。できれば、今年だけではなくて、来年以降もと、そして、その英語の先生たちも、また、この8月は開かれていませんけれども、よければ本当に来年も考えたい。

だから、こういう積み重ねというか、自然の豊かさと同時に、やっぱり佐用町に呼ぶのは人だと、つながりができた人が魅力だ。資産だということから、たまたま去年は、とりあえず1回来た人たちが文化祭でも取り上げ、一泊で来てくれ、今年はまた、数が2倍も3倍もなって戻ってくる。この方たちが、佐用のことをPR、発信してくれる。

こういう一つ一つのことを、大きな効果を呼ぶのではないかなというふうに思います。

最後に、私、質問の中で町長の決意という話をしました。これは、もしかしたら間違っているかもわかりませんが、10年間、移住定住、移住の問題については、町の役場の中で、どちらかという熱心ではなかった。あるいは、実は、それは、地域の方から、そういう声を聞くんですね。

だから、それは、原因があります。地域の方、昔から住んでいる方と移住した方とのトラブルがあった。だから、そのことによって、わかりません。私は、わかりませんけれど

も、窓口等で何かトラブルになって、役場の職員が巻き込まれてしまったという話を、チラッと聞いたことがあるんです。もしかしたら、そういうことが関係しているのかなというふうに思うんですけども、そういうことで、移住者迎えなくてもいいということ、言われる方もあった。今はないと思います。

だから、その意味で、やっぱり町長、もう一度、この社会減と社会増に結びつけていくということについて、やっぱり移住ということに取り組むと、定住対策室体制が整ったわけですから、再度、その意味するところと、町長の決意を述べていただければというふうに思います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） 合併して3,500人の人口が減ったということは、厳然たる事実です。その中で、政策的にもっとそれを緩和できなかったのか。当然、3,500人減っていますから、次の10年に向けて、その検証と反省。そういうことも含めてのご質問だと思います。

そうした町外から移住、IターンとかUターン、Iターン、Jターン、そういう人たちを迎え入れるということについての行政として、言えば、町の歩き方として、どこまで熱心にやってきたかどうかと問われれば、それは確かに、そこへ重点的な政策としてはできてない部分はあったというふうに思います。

その1つの要因も、今、言われたとおり、私らもいろんなところから移住されてきて、非常に地域の方が困られて、そういう話も、相談も受けました。それは、今は、全然ないというわけじゃないと思います。

それは、やはり、今、住んでいる人、佐用町にずっと住み続けている人たちが安全で安心して豊かに暮らせるということが、まず最初に第1になればならないということはあると思います。

ただ、もう1つの要因としては、残念ながら、これは言い訳でも何でもありませんけれども、佐用町としても合併をしました。でも合併後のまちづくりの中で、さらに大きな災害が発生をしました。私は、ここの約5年間ぐらいは、この災害の後、復興とか、そういう対策、こういうことは、町としても一番大事、まず大きな課題として取り組んできたつもりであります。そういう中で、少なくとも、今、住んでいる人たちが少しでも安心して暮らしていただけるように、また、若い家庭が子供たちを安心して育てていただけるように、子育ての支援とか教育環境の整備とか、そういうことを重点的にやってきたつもりであります。

ですから、これがある程度、私は、ほかの市町も比較して、そういう行政サービスの面ではでき上がってきたというふうに思います。

ですから、その中で、今後、さらにこうした人口減少対策についての課題、それは、今、廣利議員もお話いただきましたように、職員の体制、取り組むための職員の配置、そういうことも行ってきているところで見ただけでしたら、当然、そこは十分わかっていたと思います。

それから、各県下でもそういうことの成果が上がっているところも、当然、あります。神河町なり、ほかのところも、それぞれの町の置かれている状況というのは、当然、分析していけば、かなり違うところもありますけれども、取り組みの中で効果的なことがあるその政策において学ぶべきところは十分勉強して学んでいかなきゃいけない。それは、当然、特に担当職員もそういういろんなところの実例なり、よさ、そういうものを佐用町

として、いかにそれが取り入れることができるのか。こういうことは、十分研究はして、これから取り組んでまいります。

ですから、町として、今後、今年、4名のそうした、いろんなそれぞれの分野での協力隊員も採用したところ です。このたった4名の協力隊員で、大きくそのものだけで、力で大きく変わるとい ことはない。それは、過度な期待はできないんですけども、しかし、それを配置して取り組んでいるという、この姿勢ですね、その状況、ここは皆さんにも十分伝わって いて、そのことが力になってくると 思いますし、特に町内だけではない、これは 広くつながっておりますから、先ほど言われてましたように、佐用町の応援団、これが やっぱり広がっていくということが、そうした最終的な移住なり定住につながってくる んだろうと思います。

そうして佐用町が好きだ、佐用町に関心を持って佐用町を応援してやろうという言われ 方、こういう方を増やしていくという こと、これもまず第一段階としては非常にありが たいし、重要だというふうな認識を持っておりますので、廣利議員におかれましても、そ ういう、いろんな方々とのつながりも あります。ぜひ一緒に、ひとつ佐用町の将来のためにも取り組んでご協力をよろしく お願い申し上げたいと思います。以上です。

4 番（廣利一志君）                    以上で、私の質問を終わります。

議長（岡本安夫君）                   廣利一志君の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は終了しました。

以上もちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日6月10日から13日まで本会議を休会したいと 思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）                   異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、明日6月14日火曜日、午前9時半より再開します。

それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦勞さまでした。ありがとうございました。

---

午後02時52分 散会